

平成26年9月26日

1. 出席議員

1 番	中 村	和 典	9 番	徳 村	博 紀
2 番	中 村	一 堯	10 番	福 井	正
3 番	稲 富	雅 和	11 番	水 頭	喜 弘
4 番	勝 屋	弘 貞	12 番	橋 爪	敏
5 番	竹 下	勇	13 番	中 西	裕 司
6 番	角 田	一 美	14 番	松 尾	征 子
7 番	伊 東	茂	15 番	松 本	末 治
8 番	光 武	学	16 番	松 尾	勝 利

2. 欠席議員

な し

3. 本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	谷 口	秀 男
局 長 補 佐	中 尾	悦 次
議 事 管 理 係 長	迎	英 昭

#### 4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	樋	口	久	俊
副	市長	北	村	和	博
教	育	江	島	秀	隆
総	務	藤	田	洋	一郎
市	民	中	村	博	之
産	業	迎		和	泉
建	設	森	田		博
会	計	橋	村	直	子
管	理	打	上	俊	雄
者	兼	土	井	正	昭
会	計	寺	山	靖	久
課	長	有	森	弘	茂
兼	人	峰	松	靖	規
権	・	大	代	昌	浩
同	和	田	崎		靖
対	策	中	村	信	昭
課	長	橋	口		浩
参	事	中	島	憲	次
企	画	山	浦	康	則
財	政	有	森	滋	樹
課	長	栗	林	雅	彦
兼	選	松	本	理	一郎
管	理	中	島		剛
委	員	澤	野	政	信
会	事				
務	局				
参	事				
企	画				
財	政				
課	参				
事	兼				
兼	選				
管	理				
委	員				
会	事				
務	局				
長					
市	民				
課	長				
税	務				
課	長				
福	祉				
事	務				
所	長				
保	險				
健	康				
課	長				
農	林				
水	産				
課	長				
兼	農				
業	委				
委	員				
会	事				
務	局				
長					
産	業				
部	参				
参	事				
農	林				
水	産				
課	参				
参	事				
商	工				
観	光				
課	長				
都	市				
建	設				
課	長				
環	境				
下	水				
道	課				
課	長				
水	道				
課	長				
教	育				
次	長				
兼	教				
育	総				
務	課				
課	長				
生	涯				
学	習				
課	長				
兼	中				
央	公				
民	館				
長					

---

平成26年 9 月26日（金）議事日程

開 議（午前10時）

- 日程第 1 議案の追加上程（市長の提案理由説明）
- 日程第 2 議案第52号 鹿島市教育委員会委員の任命について（質疑、討論、採決）
- 日程第 3 議案第33号 平成25年度鹿島市水道事業会計決算認定について（委員長報告、質疑、討論、採決）
- 日程第 4 議案第34号 鹿島市民交流プラザ条例の制定について（委員長報告、質疑、討論、採決）
- 日程第 5 議案第35号 鹿島市子育て支援センター条例の制定について（委員長報告、質疑、討論、採決）
- 日程第 6 議案第36号 鹿島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第37号 鹿島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第38号 鹿島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- （委員長報告、質疑、討論、採決）
- 日程第 7 議案第46号 平成25年度鹿島市一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案第47号 平成25年度鹿島市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第48号 平成25年度鹿島市谷田工場団地造成・分譲事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第49号 平成25年度鹿島市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第50号 平成25年度鹿島市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第51号 平成25年度鹿島市給与管理特別会計歳入歳出決算認定について
- （大綱質疑、決算審査特別委員会付託、閉会中継続審査）
- 日程第 8 請願第 3 号 手話言語法制定を求める意見書の採択に関する請願（委員長報告、質疑、討論、採決）
- 日程第 9 請願第 4 号 「集団的自衛権行使容認の閣議決定に抗議し、その撤回を求める意見書」の採択に関する請願（委員長報告、質疑、討論、採決）

- 日程第10 請願第5号 佐賀空港のオスプレイ基地化に反対する意見書の採択に関する  
請願（委員長報告、質疑、討論、採決）
- 日程第11 意見書第4号 「手話言語法（仮称）」の早期制定についての意見書（案）  
（質疑、討論、採決）
- 日程第12 杵藤地区広域市町村圏組合議会議員の選挙（杵藤地区広域市町村圏組合格約  
第5条第3項関係）

---

午前10時 開議

○議長（松尾勝利君）

おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元の日程表どおりといたします。

この際、事務局長をして諸般の報告をいたさせます。谷口事務局長。

○議会事務局長（谷口秀男君）

諸般の報告をいたします。

本日、市長から議案1件の追加提出がっております。議案番号、議案名は、お手元に配付いたしております議案書（その3）の目次に記載のとおりでございます。

次に、9月12日提出の平成25年度鹿島市主要施策の成果説明書と平成25年度鹿島市歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書の一部につきまして、お手元に配付しておりますとおりに訂正と追加したい旨、市長から議長宛てに申し出がっております。そのように取り扱っていただきますようお願いをいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第1 議案の追加上程（市長の提案理由説明）

○議長（松尾勝利君）

それでは、日程第1、議案の追加上程であります。議案第52号の1議案を上程いたします。

市長の提案理由の説明を求めます。樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

改めましておはようございます。本定例会に提案をいたしておりました議案につきまして、慎重に御審議をいただいておりますことに厚くお礼を申し上げます。

本日、追加提案をいたします議案は、人事案件1件でございます。

それでは、議案第52号 鹿島市教育委員会委員の任命について申し上げます。

現委員の田中隆昭さんの任期が平成26年9月30日をもって満了することに伴い、引き続き田中隆昭さんを任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意をお願いするものでございます。

以上、追加提案をいたしました議案の説明を終わりますが、よろしく御審議をいただきますようお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

お諮りをいたします。議案第52号の1議案は、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

御異議ないものと認めます。よって、議案第52号の1議案は委員会付託を省略することに決しました。

## 日程第2 議案第52号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第2. 議案第52号 鹿島市教育委員会委員の任命についての審議に入ります。

お諮りします。本案は説明を省略し、直ちに質疑に入りたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

御異議ないものと認め、説明を省略し、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第52号 鹿島市教育委員会委員の任命については、教育委員会委員として田中隆昭氏の任命について同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立全員であります。よって、議案第52号は、これに同意することに決しました。

しばらくお待ちください。

北村副市長、お願いします。

○副市長（北村和博君）

私のほうから、ただいま鹿島市教育委員会委員に皆さん方の御同意をいただきました田中

隆昭氏を紹介いたします。

田中委員から皆さん方に一言御挨拶をお願いしたいと思います。

○教育委員会委員（田中隆昭君）

ただいま教育委員に同意いただきました田中と申します。どうぞよろしく願いいたします。

私、第1期の3年半は執行部の御努力と、それから皆様方の御指導のおかげで大過なく過ごすことができました。しかし、来年度からは、また教育委員会制度も戦後一貫しておりましたところが大きく変わろうとしております。それで、教育委員としての責務もまた大きいものがあるかと気持ちを新たにしているところです。

微力ではありますが、一生懸命力を尽くしてまいりたいと思いますので、どうぞ御指導、御鞭撻のほどよろしく願いいたします。（拍手）

○副市長（北村和博君）

どうもありがとうございました。

以上をもちまして、田中委員の御紹介を終わります。

○議長（松尾勝利君）

しばらくお待ちください。

日程第3 議案第33号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第3. 議案第33号 平成25年度鹿島市水道事業会計決算認定についての審議に入ります。

去る9月11日の本会議において決算審査特別委員会を設置し、これに付託されました議案第33号 平成25年度鹿島市水道事業会計決算認定について、決算審査特別委員会の審査結果は、お手元に配付いたしております委員会審査報告書写しのとおりであります。

平成26年9月17日

鹿島市議会

議長 松尾勝利様

決算審査特別委員会

委員長 中西裕司

決算審査特別委員会審査報告書

平成26年9月11日の本会議において付託されました、議案第33号「平成25年度鹿島市水道事業会計決算認定について」は、9月16日に現地調査を行い、17日に委員会を開き、審査の結果、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

以上、会議規則第98条の規定により報告します。

---

委員会の審査経過及び結果について委員長報告を求めます。決算審査特別委員長中西裕司議員。

**○決算審査特別委員長（中西裕司君）**

皆さんおはようございます。決算審査特別委員長の報告を申し上げます。

去る9月11日の本会議において、本委員会に付託されました議案第33号 平成25年度鹿島市水道事業会計決算認定については、9月16日、平成25年度工事14カ所の説明を受け、多良岳オレンジ海道配管新設工事2カ所、ブースターポンプ設置工事、大村方第2水源地取水ポンプ取替工事の4カ所の現地調査を行いました。

9月17日には、市長、副市長、担当職員出席のもと、平成25年度鹿島市水道事業会計決算認定について慎重に審査を行いましたので、その経過及び結果について御報告を申し上げます。

まず、植松監査委員より決算審査の意見書に基づく監査報告があり、審査の方法、審査の概要、予算及び決算、経営成績、財務状況の説明がありました。

平成25年度鹿島市水道事業会計決算については、財政状況や経営成績等から見て堅実な経営がなされているものと判断をした。

平成25年度の水道事業会計決算における収益的収支は、総収益が513,201,622円、総費用が458,640,858円となり、収支差し引きでは前年度よりも17,016,805円多い54,560,764円の純利益が生じています。これは平成26年度予算から適用される新たな公営企業会計制度へ移行するための支援業務委託費や電気料金値上げによる動力費の増などによって営業費用が増加したものの、ダム使用権の減価償却開始に伴い、平成24年度決算で計上した過年度損益修正損が皆減となったことが主な要因です。

給配水の状況については、工場や病院などで使用水量の増加が見られましたが、家庭やアパートなど多くの業種で使用水量が減少し、有収水量は前年度と比較して0.7%減の242万3,414立方メートルとなっています。これにより、給水収益も前年度比0.5%減の493,629,464円（税抜き）となり、給水人口の減少などを要因とする水道料金収入の減少傾向が本年度も続いています。また、有収率は前年度より0.1ポイント上昇し、79.9%となったものの、平成24年度調査における人口規模が1.5万人から3万人での平均有収率が83.18%であることや全国平均が92.35%であることから見れば、平成24年度から実施されている水源地等の電磁流量計取り替えや計画的な漏水調査など有収率改善のための取り組みの効果があらわれるまでに至っていないような印象を受けます。

ただし、配水管での大規模な漏水修理が行われた後では、月の有収率は明らかにアップしておりまして、次年度にかけて、なお状況の変化に留意していくことが必要と思われます。

また、水道料金の未収金は前年度比2.2%の減となり、収納率は0.1ポイント上昇していま

すが、前年度と比較して過年度分未収金及び不納欠損額は増加しており、負担の公平性を確保する観点から引き続き未収金を減らすための努力をお願いいたします。

平成25年度の資本的収入については、他会計負担金が増加したものの、工事補償金、新設負担金、企業債が減少したことより全体として収入減となり、前年度よりも9,639,400円減の78,186,100円となりました。一方、資本的支出は前年度と比較して5,074,890円増加し、348,312,939円となり、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額270,126,839円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度分損益勘定留保資金及び減災積立金によって補填されています。

また、将来にわたり安定的な配水を実現するため、配水基本計画に基づく久保山配水池改修事業が本年度から着手され、設計業務等について委託が行われています。

一方、改良費について見ますと、活性化施設の建設に伴う多良岳オレンジ海道配水管新設に係る工事を優先させたことから、本年度は老朽化した配水管の布設替が約560メートルにとどまる結果となっています。市民生活に不可欠なライフラインである水道においては、配水管の破損による漏水等の事故を未然に防ぐためにも老朽管の更新は着実に進めていく必要があります。第五次鹿島市総合計画においても毎年1,000メートルの配水管更新が数値目標として掲げられていることから、財政状態や優先順位を勘案しつつ、目標達成に向け配水管布設替の推進を図っていただくようお願いをします。

なお、平成26年度から新会計制度に移行することにより引当金が増となる見通しであり、これに加えて給水収益の減少に歯どめがかからない近年の状況において、既に着手されている大型投資事業である久保山配水池改修事業や電気料金の高騰などが財政負担を押し上げる要因となることも予想されます。

したがって、中長期的な財政見通しのもと、できる限り水道料金の値上げにつながらないよう効率的な経営に努めるとともに、安全でおいしい水道水を安定的に供給することで市民の信頼に応え、公共の福祉の増進に寄与されることを望むとの報告がありました。

ここで、委員会の質疑の前に、去る9月11日、議案第33号を議題とした大綱質疑についての質問について答弁がありましたので、報告をいたします。

質問 水道料金の納付方法で口座納付と現金納付の割合について。

答弁 平成25年度の調定件数は全体件数が年間6万805件であり、口座振替件数が年間4万5,610件で、率にして75.0%となっている。コンビニ納付割合は、件数が年7,979件で、率にして13.1%となっている。現金納付割合は年間7,216件で、率にして11.9%となっている。

質問 老人夫婦、独居老人対策による特別な現金納付方法の対策はあるのか。

答弁 高齢者のための特別な現金納付方法の対策はとっていない。電話等で納付の連絡をいただければ、直接職員が出向き、収納している。



質問 個人井戸の個数を把握しているのか。

答弁 平成26年3月末現在、行政区域内戸数が1万728戸あり、上水道区域内給水戸数が9,437戸、それに市内民営の簡易水道組合、小規模水道組合で給水戸数が722戸となっており、全体から差し引いた戸数が569戸ある。

質問 基本料金を再分割した料金体系とする検討はしたことがあるのか。

答弁 仮に20トンまでの基本料金2千円を再分割した場合は、ゼロトンから5トンまでの検針件数を対象にして計算しており、この水量区分の件数が6,585件ある。この件数を現行の水道料金2千円で計算すると、税抜きで金額に直して13,170千円となる。仮に基本料金を半額、1千円とした場合は6,585千円となり、半額の減収となる。

平成25年度決算に当てはめると、純利益54,560千円より減少分6,585千円、資本的収支不足分の減災積立金取崩額44,772千円を差し引くと、実質黒字額として3,203千円となることを試算している。

次に、17日の委員会審査における質疑の主なものについて、以下、概要を申し上げます。

質問 現地視察した中で、第9号の大村方第2水源地取水ポンプ取替工事9,292,500円の工事について、中の機械を見ると、まだ半年ぐらいしかたたないのに機械部分が相当腐食していた。腐食をしている原因と耐用年数について。

答弁 たまにドレーンから水が出たり、バルブのあたりから稼働時に水が出たりする。バルブの周辺がどうしても水に触れたりすると、スライド部分は鉄がむき出しになっておるので、その辺から若干赤さびが水によってにじみ出ている。

送水ポンプも電磁流量計の周辺は腐食も相当進んでいる。水がかかりやすい、あるいは結露とかあった場合に、さびになりやすい部分がある。今回御指摘の部分については、そういうシャフト部分の赤さびが出たということで認識をしております。耐用年数は15年になっています。

質問 ポンプ場等の維持管理というのは誰がどのくらいの間隔でやっているのか。

答弁 20日に1回は必ず行っている。その際に周りの状況とかを全部見て、機械の点検、そして配電盤、水道庁舎にもテレメーターという装置がありますので、それに異常の状況が出たら、その都度すぐ現場に行って確認をしている。

質問 多良岳オレンジ海道配水管新設工事について、2カ年間で多良岳オレンジ海道配水管工事として36,600千円ほど投入されておるが、今年度は1戸だけオレンジ海道の「道海しるべ」に供給されているが、あとこの施設を利用して給水余力はどのくらいあるのか。

答弁 あと2戸程度の水道の引き込みが可能という計算をして50ミリの管にしている。

質問 収益的収支と資本的収支の事業費の伸びの中で、勘定科目別に見てみますと、現金支出の分で総係費が約10,990千円伸びているけど、総係費の伸びている要因は何か。

答弁 1点目が、地方公営企業会計制度が改正されて、移行支援業務委託料の増である。  
もう1点が退職給付金の増である。

質問 会計制度の移行支援業務は、25年度の決算で金額的にどのくらいの事業料になるか。

答弁 契約金額は9,156千円になる。

質問 会計制度の支援、委託先としてどういったところにどういった内容でいわゆる会計制度がどういうふうになるのか、委託の内容的にはどういったものがあるのか。

答弁 今回の委託業務の内容は、会計基準の見直しに伴う必要事項について委託業務を行っております。

それと、新会計制度の中で固定資産についても再度見直す必要があり、固定資産調査の件につきましても委託業務のほうをお願いをしている。

会計基準の見直しの項目は11項目あり、鹿島市で該当してくるのが6項目である。まず、借入資本金制度の廃止、補助金等により取得した固定資産の減価償却制度の見直し、引当金の義務づけ、キャッシュフロー計算書の導入、勘定科目等の見直し、組入資本金制度の廃止という項目について、今回、内容の変更を行っており、この分について調査を依頼して業務委託をお願いしている。

それと、固定資産については、今回の制度見直しによって固定資産の取り扱い等が大きく変更してきたので、この固定資産の再精査、調査業務のほうをお願いしている。

質問 委託先としてはどういったところに委託したか。

答弁 佐賀市の税理士法人諸井会計のほうに業務委託を行っている。

質問 検針の指導は毎月ちゃんと行っているのか。

答弁 検針員の研修については、あの後2回ほど研修を行っている。

質問 23年度、24年度、25年度と給水原価が高くなってきているが、その原因は何か。次の26年度は、経費は減るのか。

答弁 26年度も会計制度の変更があり、引当金等の経費が増加する。これの最大の要因は、23年度までダム使用权の減価償却を行っていなかったが、24年度からダム使用权の減価償却を行っており、この減価償却の費用が29,000千円なので、この金額が大きく影響を及ぼしている。

質問 佐賀の会計事務所に随意契約でこれを頼んだ理由は。

答弁 本業務の該当業種で県内の指名業者は税理士法人諸井会計だけである。新会計制度移行支援業務と固定資産財源調査の業務を一括に支援できる。本業務に対して実績がある。県内最大の税理士事務所であり、本社が佐賀市にあり、本業務の性質上、利便性が高いというふうに判断している。

質問 企業債の借り入れについて、同じ金融機構から金融機構債ということで借りてあるが、利率が1.4%と0.4%になっている。この違いは何か。

答弁 25年度の企業債の借入額28,300千円、こちらが企業債の償還期間が30年で、この利率のほうが高く、18,000千円の借り入れの分は10年償還なので、借入利率が0.4%になる。

質問 25年度の実績の中で、久保山配水池改修事業に伴う業務委託が行われているが、中身がほぼ確定をする時期に来ているかと思うが、議会なり地元説明会をいつごろの時点から考えているのか。

答弁 地下の状態、基礎の状態を探るために調査をしたが、非常に地下の状態が悪い、地質の状態も悪く、既存の施設を壊してつくるにしても基礎部に非常に多額の費用を要するというので、本年度地質と選定業務を行う計画である。

地元には、詳細設計が完全に来てから説明会をしたいと思っている。

来年明けぐらいには役員さんたちに事前の説明会等をしたいと考えている。

質問 建設改良費が当初予算では103,250千円計上されており、不用額が10,000千円生じているが、背景にはどういう理由があるのか。

答弁 事務費で1,170,522円、施設費で5,470千円、不用額となっている。これは機械及び装置、電磁流量計の取替工事の減によるものである。それと、改良費で3,739,700円、不用額となっている。これは消火栓設置事業の減、配水管布設替の減、そこら辺を要因として、10,387,022円の不用額の発生となっておる。

質問 中木庭ダムが最終的には336億円で完成したが、この水の使用権は8.7%徴収をされて、大体29億円ぐらいは既に納めていると思うが、減価償却費を昨年は23年度、24年度分を払い、ことしは29,000千円減ったと書いてあるが、この関連性はどうなっているのか。

答弁 2,927,550千円がダム水利使用権の取得額になる。これに対して減価償却が発生する、この無形固定資産の分を55年間で償却する。会計上の規定で、本来は23年度からする分を翌年度は23年度、24年度の2カ年分を償却した。25年度は1カ年分ということで、29,000千円減ることになる。

質問 漏水修理の件を年130件ぐらいと説明があったが、点検のやり方と調査のやり方を詳しく説明してほしい。

答弁 1年間の全体で漏水を修理した箇所が130件、そのうちで、今年度漏水の調査によって判明した部分が67件を占めている。方法は、オキローボさんがその道のプロなので依頼をしている。

質問 老朽管の布設替だが、40年前に埋めた管が何管なのかということは水道課のほうで把握していると思うが、全体的に1キロずつ毎年しても、国道沿いに埋設されている管と、それよりも離れたところとは違うと思う。国道または県道に埋設されている管は鑄鉄管と考えてよいか。

答弁 最近は耐震性に合ったような形のダクタイル鋳鉄管を入れておりますが、現状で国道沿いは全てが鋳鉄管ではなく、中には200ミリ口径のビニール管もある。

質問 老朽管の布設替を計画的にされている理由はどこにあるのか。

答弁 現在、40年の経過管という中では7.1%が40年以上経過している。これを段階的に計画的に、年次実施計画等々も踏まえながらやっているが、なかなか進まない現状というのは、やはり新設管と老朽管の配水管の布設替というのがトータルで50,000千円をめどにしており、新設管がふえる場合は老朽配水管のほうを減らさなきゃいけないとか、その辺のやりくり的なところもある。

質問 ブースターポンプは、ずっと延長して行って、先のほうで水圧がなくなったら、またそこに1個設置して延長できるのか。

答弁 大きな管だと可能性はあると思う。管の大きさが決まっているので、幾ら増圧をかけても、管を通る水量は、水圧は上がっても余り影響がない。

質問 企業でどのくらい地下水をくみ上げているか調べたことがあるか。

答弁 工場団地とかの企業さんがお持ちの井戸の取水量については、どのくらいの使用量が上がっているのかということについては把握をしていない。

以上、本委員会に付託されました議案第33号 平成25年度鹿島市水道事業会計決算認定については、質疑終了後、討論、採決の結果、起立多数で原案のとおり認定することに決しました。

以上をもちまして、決算審査特別委員長の報告を終わります。

なお、副委員長の光武学さんにはお手をかけましたことを委員長より感謝申し上げたいと思います。

以上で終わります。

○議長（松尾勝利君）

しばらくお待ちください。

ただいまの委員長報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

ただいま出されております案件について、反対の討論をしたいと思います。

水道事業については、日ごろおいしい水を、そして安全な供給をとということで、水道課の皆さん方の努力には感謝をしたいと思います。今回、特に私が反対をいたします大きな理由は、監査委員のほうからまで指摘をされなくてはならないような大きな問題が起きている

ということです。

これは、監査意見書に書いてあるのをちょっと私は読み上げたいと思いますが、将来にわたり安定的な配水を実現するため、配水基本計画に基づく久保山配水池改修事業が本年度から着手され、設計業務などについて委託が行われた。一方、改良費について見ると、活性化施設の建設に伴う多良岳オレンジ海道配水管新設に係る工事を優先させたことから、本年度は老朽化した配水管の布設替が約550メートルにとどまる結果となった。市民生活に不可欠なライフラインである水道においては、配水管の破損による漏水などの事故を未然に防ぐためにも、老朽管の更新は着実に進めていく必要があり、第五次鹿島市総合計画においても毎年1,000メートルの配水管更新が数値目標として上げられていることから、財政状況や優先順位を勘案しつつ、目標達成に向け配水管布設替の推進を図られたいということが指摘されております。

特に多良岳オレンジ海道の配管工事には、先ほども報告がありましたが、2年間で36,000千円のお金がかかっているわけです。その配管工事によって文字どおり海道しるべのためにしたと言っても私は言い過ぎでないと思いますが、先ほどの委員長の報告にもありましたが、ほかに配管をすることで、わずか2戸ぐらいだということです。まさに海道しるべのためにされたわけですが、私は今、鹿島市においては、市民の皆さんの中には生活のために必要な水を、上水道が使えない、山水をためて生活をするというような、そういう市民の皆さんもあるわけです。そして、そういうところに配管をしようとするれば、みずからの費用で配管をしないとできない。ですから、山間部の貧困な家庭ではそれすらもできない。水がなくて生活ができないというような事態も現に起こっているような状況の中で、こういう事態が起きています。

特に私は、第五次鹿島市総合計画というのがあるわけですが、この五次総合計画が何のためにつくられているのかと疑いたくもなります。私がこれを申しますのは、ただ単に水道事業だけではありません。最近の市政の動きを見ておきますと、総合計画を無視したようなやり方が起きていることを許すことはできません。

そういうもろもろのこともありまして、まさにこれは今の鹿島市政の姿があらわれているんじゃないかということを強く思うわけです。こういうことですので、私は今回の決算には反対の態度をとるわけですが、つけ加えて申し上げたいと思いますが、今、水道料金の問題では、先ほどもありましたように、これまでも重ねて水道料金の区分をするようにという要求を出してきておりますが、なかなかその解決はなされておられません。

今後、やはりそういう問題にこそ手をつけ、そして、本当に市民の皆さんが安心できるような、そういう水道事業を行っていただくことをお願いして、私の委員長報告に対しての反対といたしたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第33号 平成25年度鹿島市水道事業会計決算認定について、委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立多数であります。よって、議案第33号は提案のとおり認定されました。

しばらくお待ちください。

日程第4 議案第34号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第4．議案第34号 鹿島市民交流プラザ条例の制定についての審議に入ります。

去る9月11日の本会議において、文教厚生産業委員会に付託をされました議案第34号 鹿島市民交流プラザ条例の制定について、文教厚生産業委員会の審査結果は、お手元に配付いたしております委員会審査報告書写しのとおりであります。

---

平成26年9月18日

鹿島市議会

議長 松尾勝利様

文教厚生産業委員会

委員長 福井正

文教厚生産業委員会審査報告書

平成26年9月11日の本会議において付託されました議案第34号「鹿島市民交流プラザ条例の制定について」は、9月18日に委員会を開き、審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、会議規則第98条の規定により報告します。

---

委員長の審査経過及び結果の報告を求めます。文教厚生産業委員長福井正議員。

○文教厚生産業委員長（福井正君）

おはようございます。文教厚生産業委員長の報告をいたします。

去る9月11日の本会議において、文教厚生産業委員会に付託されました議案第34号 鹿島市民交流プラザ条例の制定について、担当職員出席のもと、平成26年9月18日に慎重に審査を行いました。その経過及び結果について御報告いたします。

まず、担当職員より次の説明がございました。

制定については、子育て支援、福祉の充実及び生きがいづくり活動の推進を図り、市民が憩い、集える交流の場を提供し、にぎわいあふれるまちづくりの推進に寄与することを目的として条例を制定したい。

施行期日は、条例公布の日から起算して1月を超えない範囲において規則で定める日とする。

以上の説明の後、以下の質疑を行いました。

質問 目的外使用は具体的にどのようなときか。

答弁 例えば、習字教室をされるときに月謝を取る場合。

質問 ほかに何があるか。

答弁 企業が研修などをした場合。

質問 公民館と今回の条例とどのように合致しているのか。

答弁 ほぼ公民館と同じ内容。

質問 使用料は会議室ごとにあったと思うが、ページ12の別表2は何でこのようになったのか。

答弁 現在の目的外使用条例に準じて作成した。利用者にもわかるように会議室ごとに表示したい。

質問 大会議室が100平米以上になるのか。中、小会議室を一緒に使用した場合はどうなるのか。

答弁 例えば、大、中、小を使用される場合はそれぞれ支払うことになる。100平米以上は大会議室と多目的室、ギャラリー、キッチンスタジオ。50平米以上100平米未満は中会議室、教養娯楽室。50平米未満は小会議室、和室、生活相談室、健康相談室。

質問 最大の使用人員は。

答弁 大会議室は100人、多目的室は80人、キッチンスタジオは50人、ギャラリーは特に決めていない。

質問 共有の部分は自由に使ってよいのか。

答弁 廊下と共有部分は自由に使ってよい。また、トレーニング室、学習室も自由に使ってよい。

質問 ページ6の第12条の使用料の不還付について、キャンセルのとき還付できないのか。

答弁 原則還付しないが、理由によっては還付がある。また、3日前までの取り消しは半額を還付する。

質問 前納か。

答弁 原則前納。

質問 不親切ではないか。

答弁 むやみに予約のみをされるのを防ぐために縛りをかけている。

質問 公共施設は皆同じなのか。

答弁 例えば、エイブルは同じようにしている。

質問 1カ月前に予約したときに使用制限に抵触したときはどうなるのか。

答弁 その場合は取り消すことになる。そして、料金は全額返却する。

質問 1年間の使用料の見込みは幾らか。

答弁 補正予算で計上したが、費用のみ計上。会議室は原則無料の場合が多く、予測が立たないため。

質問 年間どれくらいの回数か。

答弁 鹿島公民館の場合、年間に一、二回、他の公民館も1回程度。

質問 キッチンスタジオや浴室も同じか。

答弁 社協の浴室は予測がつくが、それ以外は新規のため予測がつかない。

質問 カラオケ教室をしたときに謝礼を払った場合はどうなる。

答弁 先生が月謝を取った場合は目的外使用、生徒が自発的に謝礼をした場合は無料。

質問 グレーゾーンがあるので、もう少しきちっとできないのか。

答弁 申請時に使用目的を聞くので、そこで判断する。

質問 11月使用のときは8月に申請してよいのか。

答弁 3カ月前からなのでよい。

質問 使用料について参考にされたものはあるか。

答弁 いろいろと参考にした。キッチンスタジオはエイブルの調理室、浴室は現在の利用者へのアンケート、トレーニング室は近隣の市町など。

質問 ページ5の第10条の(7)の暴力団の使用制限は全ての施設ということか。

答弁 暴力団の利益になることは禁止。それ以外は規制はない。

質問 3階のトレーニングルームはどのような機器を置くのか。

答弁 4種類の筋力トレーニング器具と有酸素運動器具を設置する。

質問 浴室は一度に何人入れるのか。

答弁 男女各1つずつあるが、五、六人がベストの状態。

質問 タオルはあるのか。

答弁 個人の持参となる。

質問 浴室の使用時間は。

答弁 準備と後始末の関係で11時から21時30分まで。

質問 シャンプー、石けんはあるのか。

答弁 消耗品は置かない。利用の状況を見て考えたい。

質問 ギャラリーで音楽活動はできるのか。



答弁 音楽活動は大会議室か多目的室が適当だと思う。

質問 様子を見て検討をお願いしたい。展示パネルの使用料は取るのか。

答弁 使用料は取らない。

質問 借用できるのか。

答弁 貸し出ししたい。

質問 職員募集はハローワークに出しているのか。

答弁 ハローワークに出している。市報でも募集している。

質問 ページ3の職員の数で休日勤務の対応ができるのか。

答弁 検討した結果であり、これでやっていって不都合があれば考えていきたい。

質問 臨時職員や嘱託職員から不満が出ないのか。

答弁 雇用の条件を提示して採用するが、ローテーションがうまくいかない場合は福祉事務所の職員の応援を考えている。

質問 ボランティアの活用はどうか。

答弁 今のところ考えていないが、オープンしてみたら考えていきたい。

質問 宗像市はボランティアのスタッフが50人ぐらい登録されて活用されている。検討を。使用制限で引き続き10日以上使用のときは制限をかけるとあるが、市内優先か、それとも一律か。

答弁 鹿島公民館をそのまま持っていくので市内利用者が多いと思うが、そのときに相談や協議をして調整していきたい。

質問 トレーニングルームに器具を設置されるが、インストラクターはいるのか。

答弁 常駐はしていないが、働いてもらう人に勉強をしてもらう。

質問 ページ5の第10条の暴力団の利益になる使用と通常の使用との違いは。

答弁 具体的にはないと思うが、組長の就任式などが利益になる使用。

質問 どこも暴力団の入場はお断りとしているが、それと同じにしたらどうか。

答弁 通常使用の場合、一市民として使用する場合は断れない。

質問 総合受付が3階にあるが、ピオのインフォメーションとの連携が必要と思うが。

答弁 ピオは1階にインフォメーションを配置しないと聞いている。

質問 一般のお客が戸惑うのでは。

答弁 案内表示等をしていきたい。

質問 借用申請はどこでするのか。

答弁 使用許可申請は3階の総合窓口で一本化する。

質問 一本化がよいので、周知を徹底してほしい。

答弁 10月の市報で詳しく載せたい。

質問 市報だけではなく、他の方法もとってほしい。

答弁 ウェブやホームページなどにも載せたい。

質問 暴力団について排除条例の文言も入れるのも大事。浴室もあるので、看板までしなくても条例ではっきりと入れたほうがよいのでは。

答弁 指定暴力団の排除はできるが、指定外については法律で決まっていないので、状況で制限をしていきたい。

質問 文言の対話をしっかりしたほうがよい。議員提案により追加してでも。

答弁 暴力団排除条例と同じ規定を盛り込んでいる。市民会館やエイブルは3号立てで制限している。海道しるべも同じようにしている。

質問 変更の可能性があるのか。

答弁 今回はこれでいかせてほしい。変更は市全体の施設を見て一緒に変えていくことになる。

質問 パーキングパーミットなどはどうか。

答弁 駐車場については北側と東側の商業施設が借りておられる。借り主の了解を得て考えていきたい。今のところ、何台設置するのが決めていない。

質問 総合窓口は3階だが、相互の連携が必要と思うが。

答弁 当然必要と思う。あわせてピオとも含めて連携したい。

質問 冷暖房費について各部屋で電源の入り切りはできるのか。

答弁 部屋ごとにできる。

以上の質疑の後、討論、採決を行い、起立全員で議案第34号は可決されました。

以上、委員長報告を終わります。

#### ○議長（松尾勝利君）

ただいまの委員長報告に対し、質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。14番松尾征子議員。

#### ○14番（松尾征子君）

ただいまの34号関係、委員長報告は賛成でしたが、私は反対をします。

私は、この条例が出たときに、本当に全ての市民が、私たちもこういうのができてよかったねと喜べるような状況だったらよかったのになと思います。

ただ、私は今回の鹿島市民交流プラザ条例の問題については、この交流プラザ、つまりピオの取り組みが始まる時点からいろんな問題が起きました。最初は3、4階に福祉関係を入れるのは危険だということから始まったんじゃないかと思いますが、その後、入札の問題、アスベストの問題、いろんな大きな問題が起き、そして協議を進めてきました。ところが、

それら起きたいろんな問題が全て解決をされていない、そういう事態に今あると思います。

さらには、もう11月には開店だよと言われるような状況になった今でもいろんな疑問点が出されており、問題点が出ています。私は、こういう状況が本当に完全に解決されてこそ、こういう条例をつくって出発をしていく、そうでなくてはならないと思います。

そういう理由で、私は今の時点でまだこの条例をつくる時ではないと、そういう思いを持っており、この案件、委員長の報告には反対をしたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第34号 鹿島市民交流プラザ条例の制定については、委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立多数であります。よって、議案第34号は提案のとおり可決されました。

#### 日程第5 議案第35号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第5. 議案第35号 鹿島市子育て支援センター条例の制定についての審議に入ります。

去る9月11日の本会議において、文教厚生産業委員会に付託をされました議案第35号 鹿島市子育て支援センター条例の制定について、文教厚生産業委員会の審査結果は、お手元に配付いたしております委員会審査報告書写しのとおりであります。

平成26年9月18日

鹿島市議会

議長 松尾勝利様

文教厚生産業委員会

委員長 福井 正

#### 文教厚生産業委員会審査報告書

平成26年9月11日の本会議において付託されました議案第35号「鹿島市子育て支援センター条例の制定について」は、9月18日に委員会を開き、審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、会議規則第98条の規定により報告します。

---

委員長の審査経過及び結果の報告を求めます。文教厚生産業委員長福井正議員。

○文教厚生産業委員長（福井 正君）

去る9月11日の本会議において、文教厚生産業委員会に付託されました議案第35号 鹿島市子育て支援センター条例の制定について、担当職員出席のもと、平成26年9月18日に慎重に審査を行いました。その経過及び結果について御報告いたします。

まず、担当職員より次の説明がありました。

制定理由は、地域で安心して子育てができる支援拠点として機能を充実した鹿島市子育て支援センターを設置するため、その管理運営について必要な事項を定めるために条例を制定したい。また、現在行っている事業のほかに専用の常設広場を新たに設置。親子が自由に集える場所を確保することにより、市内外の子育て世帯の相互交流が可能となる。

施行期日は、鹿島市民交流プラザ条例の施行の日とする。

以上の説明の後、以下の質疑を行いました。

質問 他市町の利用者は少なくなっていると聞くので、周知徹底をお願いしたい。広場の使い方をよく知らない人が多いので、目的と対象者を徹底してほしい。よちよちサークル、のびのびサークル、すこやか教室の今の利用状況はどうか。

答弁 よちよちサークルは親子ともで572人、のびのびサークルは親子ともで569人、すこやか教室は1,707人、子育て広場は1,476人。また、ただいまの子育て広場は週1回の出張広場での延べ人数、実人数は親子で年間90人。

質問 他市町に広報を考えているのか。

答弁 常設すると近隣からも考えられる。ホームページなどで掲載していきたい。

質問 利用が多くなるようお願いしたい。ボランティアも育てるのに長くかかるので頑張してほしい。

質問 休館日について、国民の休日等の判断はどうされたのか。

答弁 火曜日と祝日としたのはエイブル等と休みが一緒にならないように検討した。

質問 エイブルは月曜休みだが、祝日と重なるときは火曜日が休みになるが。

答弁 職員の出勤体制の関係を考慮した。

質問 職員体制が関係あるのか。

答弁 休みのときも研修や出張があるため。

質問 利用者目線で考えてほしい。

答弁 県内の各市を調べた。土日閉館が多い。佐賀のエスプラッツは鹿島と一緒に。また、パブリックコメントで土日開館の要望があった。祝日は休みとするが、土日は開館することにした。

質問 火曜日の休館日がひっかかる。県内になくても、市独自でやってもよいのでは。

答弁 まずはこちらでやらせてほしい。その中で検討したい。

質問 地震や火災の安全対策について聞きたい。

答弁 地震については、耐震工事をしている。火災については、防災設備を整備し直している。また、避難訓練を実施予定。

質問 久留米市は5階に施設があるが、子供が出ないように柵をされているが、どうされるのか。

答弁 子育て広場とすこやか教室はパーテーションを準備している。

質問 久留米はボランティアが60人登録されている。交通費だけはやっているとのことだが、検討を含めてどう思うか。 答弁 今、20人の登録があり、10人程度が出てもらっているが、新しいところに移ることによりふえる可能性があるため、今後充実させていきたい。

質問 交通費は出しているのか。

答弁 出していない。ほとんど市内の方。

質問 伊万里市には2カ所ある。NPOでやられているところが1階は食堂になっているが、市の考えは。

答弁 ピオで計画があり、コンビニとカフェを予定されている。

質問 子育て広場は今まで地区に出向いてやられていたが、常設になったことにより、今後出張広場はどうするのか。

答弁 出張については少なくなっている。すぐにはやめないが様子を見たい。

質問 新たに常設のための職員の研修はやっているのか。

答弁 現在も研修に行っている。今後、10月以降も十分な研修をしたい。

質問 他市の状況も把握してよくしてもらいたい。

答弁 情報収集も充実させていきたい。

以上の質疑の後、討論、採決を行い、起立全員で議案第35号は可決されました。

以上、報告を終わります。

**○議長（松尾勝利君）**

ただいまの委員長報告に対し、質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（松尾勝利君）**

質疑を終わります。

討論に入ります。14番松尾征子議員。

**○14番（松尾征子君）**

ただいま35号、委員長報告は賛成ということでしたが、私は反対をいたします。

理由は多くは言いません。34号で申し上げたのと同じような理由で反対をしたいと思います。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第35号 鹿島市子育て支援センター条例の制定については、委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立多数であります。よって、議案第35号は提案のとおり可決されました。

#### 日程第6 議案第36号～議案第38号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第6. 議案第36号 鹿島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、議案第37号 鹿島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、議案第38号 鹿島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についての3議案について一括して審議に入ります。

去る9月11日の本会議において文教厚生産業委員会に付託をされました議案第36号、議案第37号、議案第38号の3議案について、文教厚生産業委員会の審査結果は、お手元に配付いたしております以下審査報告書写しのとおりであります。

---

平成26年9月18日

鹿島市議会

議長 松尾勝利様

文教厚生産業委員会

委員長 福井 正

#### 文教厚生産業委員会審査報告書

平成26年9月11日の本会議において付託されました議案第36号「鹿島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」、議案第37号「鹿島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」、議案第38号「鹿島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」は、9月18日に委員会を開き、審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、会議規則第98条の規定により報告します。

---

一括して委員長の審査経過及び結果の報告を求めます。文教厚生産業委員長福井正議員。

**○文教厚生産業委員長（福井 正君）**

去る9月11日の本会議において、文教厚生産業委員会に付託されました議案第36号 鹿島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、議案第37号 鹿島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、議案第38号 鹿島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については、一括審議とし、担当職員出席のもとに平成26年9月18日に慎重に審査を行いました。その経過及び結果について御報告いたします。

まず、担当職員より次の説明があります。

制定理由、条例の制定に当たっては、平成26年4月30日付で公布された子ども・子育て関連3法に係る府省令に基づき、市の基準を定めていくことになる。また、府省令で定める規定については、「従うべき基準」と「参酌すべき基準」の区分が示されており、市が地域の実情に応じて基準を定めることになる。議案第36号と第38号は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律により児童福祉法の一部が改正され、子ども・子育て支援法の施行の日から施行されることに伴い、厚生労働省令で定める基準に従い、または参酌して条例で定めることになる。

議案第37号は、子ども・子育て支援法が平成24年8月22日に公布され、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の4月1日までの間において政令で定める日から本格施行されることに伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を内閣府令で定める基準に従い、または参酌して条例を定めることになる。

施行期日は、議案第36号と第38号については、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日。議案第37号は子ども・子育て支援法附則第1条本文に規定する政令で定める日。

以上の説明の後、以下の質疑を行いました。

質問 利用料金の変化を知りたいので資料をいただきたい。

答弁 施設ごとに決めるのではない。来年の基準がまだ決まっていない。国の平成27年度予算編成をまって料金設定をする。平成29年度の案だったら出せる。

質問 それでよいので出してほしい。補助金の流れは変わるのか。

答弁 今までは文部科学省と厚生労働省に分かれていたが、ページ4にあるように施設型

給付に一本化されて、内閣府で予算措置が行われる。施設への給付は保護者の負担分を引いた分を国、県、市で負担する。私学助成は市の負担はないので、幼稚園の財政措置が変わる。

質問 今までと同じように施設には給付されるということか。

答弁 基本的にはそのとおりだが、消費税が10%になってからスタートするが、保育園の質の改善がされると給付が多くなる。

質問 今から市の認可になるのか。

答弁 地域型保育は市の認可、施設型は県の認可になる。

質問 地域型保育の1年間の運営費の試算はどのようにされるのか。

答弁 国の公定価格により試算している。

質問 地域型保育の運営費について知りたい。

答弁 公定価格の仮単位で小規模保育事業のA型で1、2歳が9人、幼児が3人の計12人の場合、年間で31,000千円の試算。

質問 国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1負担し、あとは保育料で運営をするということか。

答弁 そのとおり。

質問 居宅保育と家庭的保育を教えてください。

答弁 居宅保育事業で1事業所4,800千円、家庭的保育事業で2,000千円。

質問 1名につき4,800千円もらえるのか。

答弁 1事業所当たりの単価が4,800千円。基本が4,100千円で加算が加わる。

質問 例えば、居宅保育が幾つかあり、どのように子どもを振り分けるのか。

答弁 施設と小規模を分けて考えてほしい。施設は認定を受けた後に選ぶ。小規模保育は定員20人未満で2歳までが利用。3歳になったときにすぐ行けるよう施設と連携をとっておく必要がある。あくまで施設の補完的役割。

質問 1から3号認定に分けられるが、市内の保育園は認定保育園を希望されるのか。

答弁 6月に意向調査をしたが、市内の保育園は従来のみを希望。

質問 家庭的保育事業や居宅訪問型保育事業をしたいという問い合わせはあるのか。

答弁 今のところ市内ではない。

質問 ページ23の放課後児童事業について支援員の配置は2人以上でよいのか、状況はどうか。

答弁 1単位40人以下で2人以上となっている。手のかかる子供がいる場合などはふやして対応している。

質問 現状はしっかり配置されているのか。

答弁 そのように思っているが、今後は職員の質の向上がうたわれているので、なるべく



質向上を充実させていきたい。

質問 認定こども園の意向は本会議で1園とのことだったが。

答弁 先ほどの答弁は保育園の希望がないということ。本会議での答弁は、幼稚園の2園のうち1園は認定保育園に意向があるということ。

質問 認定こども園のメリットは。

答弁 ゼロから2歳児を受け入れることができるメリットがある。保育園は現状のままで十分に対応できるということで、認定こども園の移行がないと思われる。

質問 10%に消費税が上がることの増収分で7,000億円を出すと国は言っているが、上がらないときはどうなる。

答弁 消費税の増収分をこれに充てるということなので、上がらないときは制度そのものが崩れる。10%に上がった場合でも毎年足りない分を予算要求するとのこと。

質問 対象者の昨年の出生者の数は。

答弁 昨年中の出生者数は296人。

以上の質疑の後、討論、採決を行い、起立全員で議案第36号から38号は可決されました。

以上、報告を終わります。

#### ○議長（松尾勝利君）

ただいまの委員長報告に対し、一括して質疑に入ります。質疑はありませんか。14番松尾征子議員。

#### ○14番（松尾征子君）

ただいまの委員長報告に質問したいと思いますが、ちょっと早くて、私の聞き違いだったらごめんなさいね。

保育料金の問題について、国の基準でやるわけですが、国の予算が設定されてからというようにしておっしゃったと思いますが、じゃ、設定されて、それによって鹿島市としては設定に動かされるのかどうか、それともこれまでのように今と変わらないような形で進んでいくかという、そこまでの討議がありましたでしょうか。

#### ○議長（松尾勝利君）

文教厚生産業委員長福井正議員。

#### ○文教厚生産業委員長（福井 正君）

お答えいたします。

先ほど委員長報告の中で説明いたしましたけれども、いわゆる消費税が10%になったときどうなのかということで説明を申し上げました。

その文をもう一回読み上げたいと思いますが、それでよろしゅうございますか。

（「議長、いいですか。そうじゃない。国の予算が設定された中で保育料金は決まるみたいなことを言われたから、じゃあ、国の予算の動きによって変わってくるのか、それとも鹿島

はね、それに左右されない。保育料というのはこの限度の中でいいわけですから、変わらんでそのままいくというのか、その辺の論議がされたかと」と呼ぶ者あり)わかりました。その辺の質疑はございませんでした。

○議長（松尾勝利君）

よろしいですか。14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

先ほど委員長がおっしゃろうとしたところだと思いますが、国の7,000億円の増税が実現しないとその制度はそのものが崩れるんだということで御報告なさいましたが、じゃ、崩れたらこれはどうなっていくのかですね。それが現実的でないなら、初めから取り組まないのかどうかというのはちょっとわかりませんがね。その辺についての議論がどの辺までされたのか。

○議長（松尾勝利君）

文教厚生産業委員長福井正議員。

○文教厚生産業委員長（福井 正君）

お答えいたします。

そのことについても質問はございましたけれども、執行部としては、いわゆるまだそういう事態になっておりませんので、わからないという答弁が返ってまいりました。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

先ほどの委員長報告の中で、国の基準のいろんな変わることの説明がありましたが、鹿島市としては今までと変わらないとおっしゃったと受けとめておりますが、そういう受けとめでいいんですか、それとも何らか変わるのがあるのかどうか。

極端に言いますと、国の制度を見ておきますと、母親の働く時間だとかいろんな問題、その条件だとかね、いろんなものいっぱい出ていますね、これを見ますと。だから、それによって今後この制度が生きてきたら変わっていくのか、鹿島市の今の現状がどうなるのか、そこまでこれが生かされてくるのかどうか、それともこのままの状態ですよというのかどうか、その辺論議はどうなったんでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

文教厚生産業委員長福井正議員。

○文教厚生産業委員長（福井 正君）

お答えいたします。

その質疑はございませんでした。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

先ほどの報告の中で、鹿島市としては変わりませんよと言われたのは何だったんですか、それじゃ。大事なところだと思うんですよ。この制度が今のまま継続するか、それとも変わっていくかによって大きな違いが出てくると思うんですよ。

だから、今のままの状態では鹿島市はいくのか、それともこれにのっとって全てそういう形に移り変わるのか、その辺の論議ができていないというと、ちょっと私は納得できませんがね、いかがですか。

○議長（松尾勝利君）

文教厚生産業委員長福井正議員。

○文教厚生産業委員長（福井 正君）

お答えいたします。

先ほど申しあげましたように、先ほど松尾議員がおっしゃったような質疑はあっておりませんということを申しあげました。

委員長報告の中で申しあげましたのは、消費税が10%に上がらなかった場合はどうなるか、いわゆる制度的にはちょっと苦しくなるだろうなという説明があったということは報告申しあげました。

ですから、先ほど松尾議員がおっしゃったことは質疑としてはあっておりませんということでございます。（「議長、ちょっといいですか」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

議長にお願いをしたいと思いますがね、大事なところですので変則的ではありますが、担当課長のこの辺についてのコメントをいただけないでしょうか。これによって大事な条例の使い道が変わってくると思います。だめですか。（発言する者あり）

○議長（松尾勝利君）

暫時休憩します。

午前11時22分 休憩

午前11時22分 再開

○議長（松尾勝利君）

再開します。

これは委員長報告に対する質疑ですので、執行部は答弁できません。再度、文教厚生産業委員長福井正議員。

○文教厚生産業委員長（福井 正君）

お答えいたします。

もし消費税が上がらなかった場合は現行のままでいくということでございます。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

消費税が上がらなかった場合はそのままいきますと。消費税云々の問題じゃないと思うんですがね、いかがですか、委員長。申しわけありませんが、私どうしてもそこはこだわりたいんです。

○議長（松尾勝利君）

文教厚生産業委員長福井正議員。

○文教厚生産業委員長（福井 正君）

ですから、現状のままで進められるということだそうでございます。そういうことで、変わらないと先ほど私答弁いたしましたけれども、そういうことでございます。

それから、議員に申し上げますけれども、私は委員会であったこと以外は答弁できませんので、そのことは御理解いただきたいと思っております。

○議長（松尾勝利君）

よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

一括して討論に入ります。14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

ただいま審議されております件、3件ですね、委員長報告どおり、私も賛成をしたいと思っております。

と申しますのは、しつこくどうなのかと言いましたがね、これが国が示したとおりにすぐが変わるということになれば、やっぱりいろいろ問題があると思うんですね。しかし、今のところはそれが変わらないと。

これは数年前、初めて出されたとき、私はここでこの問題について質問したことがあったんですよね。そのときはどういうことになっていたかということ、預ける人は直接保育園とか幼稚園に申し出をして、料金もそことの関係で決まるというようなね、そういう方針だったと思うんですよ。それはおかしいんじゃないかとここでも言いましたし、そして、全国的にそういう意見が上がりましてね、もう御存じだと思いますが、結局、児童福祉法に基づいて、

認可保育所については市町村の保育が存続されなければいけないということで今回のようなものになったわけですけどね。

ですから、私は一応国がこういう制度をつくりましたので、これからの流れの中で、そういう形で鹿島市の保育としても流れていく可能性もあると思うんです。それはね、あると思いますが、しかし、先ほど申しましたように、やはり児童福祉法に基づいてこうしなくちゃいけないということで、みんなが守ったことでそれを守ることができたわけですから、これからも市としても私たち議員としてもそれをせんといかんと思いますが、本当によい保育を、子供たちを安心して預けられるために今の制度を存続させる努力を私たち自身もしていただくということをお願いして、私は賛成の討論にしたいと思います。

以上です。

**○議長（松尾勝利君）**

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（松尾勝利君）**

討論を終わります。

採決します。議案第36号 鹿島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については、委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（松尾勝利君）**

起立全員であります。よって、議案第36号は提案のとおり可決されました。

次に、議案第37号 鹿島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定については、委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（松尾勝利君）**

起立全員であります。よって、議案第37号は提案のとおり可決されました。

次に、議案第38号 鹿島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については、委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（松尾勝利君）**

起立全員であります。よって、議案第38号は提案のとおり可決されました。

ここで10分程度休憩します。11時40分から再開します。

午前11時28分 休憩

午前11時40分 再開

○議長（松尾勝利君）

休憩前に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

日程第7 議案第46号～議案第51号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第7、議案第46号 平成25年度鹿島市一般会計歳入歳出決算認定について、議案第47号 平成25年度鹿島市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第48号 平成25年度鹿島市谷田工場団地造成・分譲事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第49号 平成25年度鹿島市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第50号 平成25年度鹿島市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議案第51号 平成25年度鹿島市給与管理特別会計歳入歳出決算認定についての6議案を一括して審議に入ります。

各議案に対する当局の説明を求めます。橋村会計管理者。

○会計管理者（橋村直子君）

説明の前に、御報告とおわびを申し上げます。

お手元に決算関係の議案資料の訂正と追加について、正誤表と追加資料を配付しておりますように、主要施策成果説明書などの資料の一部に数値の誤りやページの欠落があり、大変申しわけありませんでした。今後とも関係資料の作成に当たっては細心の注意を払ってまいります。御迷惑とお手数をおかけしますことを重ねておわび申し上げます。

議案第46号から議案第51号までの平成25年度鹿島市一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算の概要につきまして、別冊の平成25年度鹿島市歳入歳出決算書により一括して御説明申し上げます。

なお、説明の都合上、ページが前後することを御了承いただきたいと思います。

初めに、議案第46号、一般会計です。

決算書の3ページをお開きください。

一番下の行の歳入合計欄は予算現額14,143,864千円となっておりますが、当初予算額12,648,000千円から6回の補正を行いました最終予算現額でございます。24年度と比較し503,842,700円の増となっております。調定額は13,809,627,501円、収入済額は13,520,050,631円、前年度から約160,000千円の増、対比で95.6%、調定額に対する収入率は97.9%となります。また、不納欠損額は22,568,612円で、前年度と比較して約11,000千円の減、収入未済額は267,008,258円で、前年度から約350,000千円減少しております。

次に、6ページをお開きください。

一般会計の歳出について申し上げます。

一番下の行の歳出合計の欄です。予算現額14,143,864千円、支出済額は13,038,028,670円で、執行率は92.2%です。翌年度繰越額781,137,510円で、このうちの継続費の通次繰り越し1件は、10款。教育費の東部中学校改築事業112,440,510円でございます。

一方、繰越明許の主なものは、保育所整備事業や肥前鹿島駅舎改築、駅前広場整備事業及び市民交流プラザ整備事業、新世紀センター（仮称）建設事業や中学校耐震補強事業など約15事業でございます。

また、不用額は324,697,820円となっております。

この結果、欄外にありますように、歳入歳出差し引き額482,021,961円から翌年度に繰り越すべき財源185,738,510円を差し引いた実質収支額は296,283,451円となっております。この実質収支額につきましては、194ページの実質収支に関する調書を後ほど御参照ください。次に、21ページをお開きください。

ここからは、事項別明細書により歳入の主な款について御説明いたします。

1款。市税の収入状況ですが、収入済額は2,988,691,895円で、現年度と比較し約6,000千円の増、歳入総額に占める割合は22.1%となっております。不納欠損額は21,395,712円で、前年度と比較し約12,000千円の減、収入未済額は209,540,454円で、前年度より約20,000千円減少しております。

1項1目。個人市民税では、1節。現年課税分の調定額が前年度より約41,000千円ふえておりますが、主な要因は、第1次産業の農業、漁業等の所得増によるものでございます。収入済額は978,441,414円で、前年度より約40,000千円ふえております。また、収入未済額は761件の25,990,986円で、前年度から約1,600千円ふえております。2節。滞納繰越分の収入済額は29,962,020円で、前年度から約1,300千円の増です。不納欠損額は187件の8,447,962円で、前年度より約1,000千円減っております。収入未済額は1,324件の46,413,915円で、前年度より約14,000千円の減少となります。

1項2目。法人市民税は、1節。現年課税分の収入済額が198,806,100円で、前年度より約33,000千円減と大幅に減少し、調定額自体も同様に約33,000千円減少しております。減少の主な要因は、多額納税法人の収益等における減でございます。不納欠損額は前年度はゼロでしたが、25年度は1件、20,800円です。収入未済額は前年度は2件、75千円で、25年度は2件の100千円となっております。2節。滞納繰越分は、収入済額が85千円、不納欠損額は2件、155千円で、収入未済額は2件の65千円となっております。

2項1目。固定資産税では、1節。現年課税分の収入済額が1,399,707,679円で、前年度から約5,100千円の減です。不納欠損額は1件の181千円です。収入未済額が805件で34,402,821円と、前年度に比べて約2,400千円の増となっております。2節。滞納繰越分は、収入済額は29,608,643円、不納欠損額は282件で11,689,850円、収入未済額は1,807件で95,821,032円となっております。前年度と比較すると、不納欠損額は約11,000千円の減、収入未済額は約

9,000千円減少しております。

3項1目．軽自動車税は、1節．現年課税分の収入済額が81,603,900円、不納欠損額は前年度同様ゼロで、収入未済額は365件の2,455,600円となっております。2節．滞納繰越分の収入済額は2,497,100円、不納欠損額は156件の901,100円、収入未済額は679件で4,291,100円となっております。

4項．市たばこ税ですが、収入済額は260,531,239円で、前年度に比べて約30,000千円増と大きくふえております。増額の主な要因は、平成25年4月1日からのたばこ税の税率改正により、都道府県税の税率が引き下げられ、その引き下げ分が市町村の税率に上乘せされたことによるものでございます。

次に、23ページをお開きください。

9款．地方交付税は、当初予算額が40億円、補正額が171,569千円、調定額及び収入済額ともに4,171,569千円で、前年度から約110,000千円の減、歳入総額に占める割合は30.9%でございます。

同じく23ページ中の11款．分担金及び負担金は、収入済額315,679,042円です。歳入に占める割合は2.3%でございます。

次の24ページをごらんください。

2項2目3節．児童福祉費負担金の不納欠損額は1,172千円で8件となっております。収入未済額は210件、24,528,950円で、保育所運営費保護者負担金、いわゆる保育料です。前年度と比較して不納欠損額は250千円増、収入未済額は約2,200千円ふえております。主な要因は、いずれも生活困窮及び行方不明によるものでございます。

4目．農林水産業費負担金は、国営多良岳開拓建設事業受益者負担金の過年度分であり、不納欠損額はございませんが、収入未済額は3,416,901円、件数29件となっております。

25ページをごらんください。

12款．使用料及び手数料は、行政財産使用料や住宅使用料及び市営駐車場使用料、また、窓口の各種手数料やごみ袋販売手数料などで、収入済額は197,817,107円、歳入に占める割合は1.5%でございます。

26ページをお開きください。

1項．使用料、5目．土木使用料、1節．道路橋りょう使用料では、公有水面使用料の不納欠損1件、900円で、生活困窮によるものでございます。また、収入未済額は、道路占用及び公有水面使用料10件、168,400円で、生活困窮や倒産によるものでございます。また、3節．住宅使用料は、定住促進住宅使用料の新設により、調定額が前年度から約30,000千円増加しており、収入済額は71,276,364円で、前年度より約28,000千円増加しております。収入未済額は61人の19,427,274円で、前年度より約1,000千円ふえております。

28ページをお開きください。



13款. 国庫支出金は、収入済額が1,892,905,205円で、歳入に占める割合は14%、前年度より約350,000千円ふえています。増加の主な要因は、30ページをお開きください。2項. 国庫補助金、4目. 土木費国庫補助金、2節. 都市計画費国庫補助金の中の社会資本整備総合交付金の地方都市リノベーション事業89,659,388円の歳入と、次の31ページの6目. 総務費国庫補助金、1節. 総務管理費国庫補助金の地域の元気臨時交付金の収入済額126,352千円です。この交付金は、地方の資金調達に配慮し、経済対策の迅速かつ円滑な実施を図るため、経済対策として国から交付されたものでございます。交付金は、25年度の16事業に充て、既に支出済みでございます。このほかに繰越明許収入額約70,000千円がございます。

次に、14款. 県支出金は、収入済額1,472,460,369円で、歳入に占める割合は10.9%、前年度に比べますと約110,000千円減っております。この主な要因は、25年度の繰越明許収入額が約180,000千円に対し、前年度は約370,000千円と大きかったことでございます。

39ページをお開きください。

15款. 財産収入、2項. 財産売却収入、1目. 不動産売却収入、1節. 土地建物売却収入は、収入済額1,631,059円で、これは市有地の売却等によるもので、7件分、延べ面積452.58平方メートルでございます。

次の16款. 寄附金の収入済額27,777,368円は、前年度より約23,000千円増加しております。主なものは、1目1節. 総務管理費寄附金のふるさと人材育成支援寄附金13,000千円、公共施設建設寄附金10,000千円で、25年度は積み立てて、26年度に御寄附者の意向に沿って使用させていただく予定でございます。

41ページをお開きください。

19款. 諸収入は、収入済額400,728,218円で、歳入に占める割合は3%でございます。収入未済額は9,914,679円となっておりますが、減額が43ページの5項6目4節. 雑入で、この中身は福祉関係の過年度分返還金でございます。

46ページをお開きください。

20款. 市債は、収入済額796,392千円で、歳入に占める割合は5.9%、前年度からすると約83,000千円増加しております。1目1節. 農業債は約27,000千円減っております。47ページをごらんください。増加の要因は、2目3節. 都市計画債の社会資本整備交付金事業債の地方都市リノベーション事業が新たに加わり80,700千円の増、4目2節. 中学校債の東部中学校改築事業などで約45,000千円の増でございます。

以上が歳入に関して主だったところの説明でございます。

続きまして、歳出の事項別明細書により、各費目の中で補正額や不用額の大きなもの、また、特徴的なものについて御説明いたします。

まず、48ページをお開きください。

1款. 議会費は、3,964千円を減額補正し、予算現額164,134千円、支出済額156,026,933

円、不用額8,107,067円、執行率が95.1%、決算構成比は1.2%です。歳出内訳は昨年とほぼ同じ内容ですが、不用額の主なものは、報酬及び旅費の減でございます。

50ページをお開きください。

2款. 総務費は、補正額296,481千円、繰越額3,000千円及び予備費充用により、予算現額1,715,277千円、支出済額1,687,944,194円、繰越明許費1,000千円、不用額26,332,806円、執行率98.4%、構成比は12.9%です。補正の主な内容は、1項4目. 財産管理費で、財政調整基金と公共施設建設基金への積み立てです。不用額の主なものは、51ページの1項1目. 一般管理費の12節. 役務費約3,000千円で、電話料や郵便料のほかの費目からの振替額の増でございます。また、53ページの6目. 庁舎管理費、11節. 需用費約4,000千円は、庁舎の空調システムの変更により経費節減となったためでございます。また、58ページの12目. 情報システム管理費、14節. 使用料及び賃借料の約5,000千円は、パソコン200台の基本ソフトの入れかえの際の落札減でございます。

次に、65ページをお開きください。

3款. 民生費は、327,164千円を補正し、繰越額244,523千円及び予備費充用により、予算現額は5,245,336千円、支出済額5,068,326,376円、繰越明許費59,364千円、不用額107,645,624円、執行率が96.8%、構成比は38.9%です。また、支出済額は前年度と比較して約283,000千円増加しております。

69ページをお開きください。

3目. 障害者支援費約130,000千円の増額補正は、上半期の実績や対象者が増加傾向にあり、年度後半の支給に備えたものでございます。また、支出済額は前年度から約42,000千円の増で、20節. 扶助費の増加でございます。

76ページをお開きください。

2目. 保育所運営費の約110,000千円の増額補正は、保育所運営費委託料と保育所整備事業の増であり、同様に、支出額は前年度と比較して約290,000千円増と大幅に増加しております。

78ページをお開きください。

4項. 生活保護費、2目. 扶助費の72,000千円の増額補正は、保護者数の増加や入院費の増大が要因でございます。また、支出済額も前年度から約34,000千円ふえており、これも扶助費の増でございます。不用額の大きなものは、恐れ入りますが、69ページにお戻りください。1項3目. 障害者支援費、20節. 扶助費の約51,000千円ですが、施設からの中途退所や療養の見直しなど予定外の減少が発生し、また、13種類の各サービスごとの不用額の積み上げでございます。

次に、80ページをお開きください。

4款. 衛生費は、44,682千円を減額補正して、予算現額が812,210千円、支出済額786,938,542

円、不用額は25,271,458円、執行率が96.9%、構成比は6%です。減額補正の主な内容は、85ページをごらんください。2項. 清掃費、1目. 清掃総務費の約30,000千円の減は衛生施設組合運営負担金でございます。また、不用額の大きなものは、81ページ、2目. 予防費、13節. 委託料の約12,000千円で、子宮頸がんワクチンの積極的勧奨が中止となったことや日本脳炎の特例対象者の接種者数が伸びなかったこと、そして、各種委託料の不用額の積み上げでございます。

なお、この委託料では、妊婦安心風疹予防接種を新設し、予防事業の充実を図りました。

また、84ページの8目. 簡易水道費、19節. 負担金補助及び交付金の中の簡易水道・小規模水道事業補助金は、前年度は実施ゼロでしたが、25年度は5組合へ、水道施設の老朽化に対し、安定給水のために補助したものでございます。

次に、87ページをお開きください。

5款. 労働費は、5千円の補正と予備費充用により、予算現額61,662千円に対し、支出済額61,630,178円、不用額31,822円、執行率が99.9%、構成比0.5%です。この労働費は通年とほぼ同じ支出でございます。

次は、88ページをごらんください。

6款. 農林水産業費は、2,783千円を補正し、繰越額62,971千円及び予備費充用により、予算現額840,901千円、支出済額766,070,897円、繰越額26,989千円、不用額47,841,103円となり、執行率91.1%、構成比5.9%です。前年度と比較し支出済額は約214,000千円減少しております。その主な要因は、101ページをお開きください。3項. 水産業費、1目. 水産業振興費、19節. 負担金補助及び交付金の支出済額14,601,497円は、前年度約242,000千円から大幅に減少しております。前年度の大きな支出は、佐賀県有明海漁業協同組合への赤潮対策施設整備事業補助金238,000千円で、共同ノリ乾燥施設に対する補助でございます。

次は、104ページをお開きください。

7款. 商工費は、1,328千円を補正し、予備費充用などにより、予算現額293,821千円、支出済額は288,185,926円、不用額5,635,074円、執行率が98.1%、構成比は2.2%です。支出済額は前年度と比較して約18,000千円増加しており、1項2目. 商工業振興費で祐徳門前商店街活性化事務所の嘱託職員1名を雇用、3目. 観光費において観光専門員1名を雇用、道の駅活性化推進事業委託料の新設、奥平谷キャンプ場コテージ改修工事などによりふえております。

109ページをお開きください。

8款. 土木費は、519,844千円を補正し、繰越額94,050千円で、予算現額1,826,286千円、支出済額1,299,824,885円、翌年度繰越額481,919千円、不用額44,542,115円、執行率が71.2%、構成比は10%でございます。増額補正の主なものは、116ページをごらんください。5項1目. 都市計画総務費の約620,000千円の増額で、次の117ページの15節. 工事請負費に

おける新規事業、市民交流プラザ改修工事約450,000千円ですが、これは26年度へ繰り越しております。あわせて新設の17節、公有財産購入費の市民交流プラザ（区分所有）による財産取得146,499,327円でございます。逆に減額補正したものが、112ページにお戻りいただきまして、2項3目、道路新設改良費で約82,000千円の減額補正をしており、辺地道路整備事業の委託料及び工事請負費の減でございます。また、同じ目の不用額約17,000千円もこの委託料及び工事請負費などの落札減によるものでございます。

次に、124ページをお開きください。

9款、消防費は、19,286千円を減額補正し、繰越額16,275千円及び予備費充用などで、予算現額497,184千円、支出済額434,267,762円、繰越明許費54,431千円、不用額8,485,238円、執行率が87.3%、構成比は3.3%です。減額補正の最も大きいものは、1項2目、常備消防費の杵藤広域消防負担金の減約15,000千円で、杵藤広域消防の地方交付税が減ったため、市の負担金が減額されたものです。また、繰越明許費の主なものは、126ページの4目、災害対策費の防災無線実施設計委託料約7,400千円と新世紀センター実施設計委託料約47,000千円でございます。

次は、127ページをお開きください。

10款、教育費は、補正額34,668千円減額、繰越額51,950千円及び予備費充用により、予算現額1,482,146千円、支出済額1,303,714,982円、継続費の通次繰越額が112,440,510円、繰越明許費43,352千円、不用額22,638,508円、執行率が88%、構成比10%です。補正の主な要因は、1項2目、事務局費の減額約12,000千円で、職員の人事異動に伴う減でございます。

そして、130ページをお開きください。

2項1目、学校管理費の減額約35,000千円は、学校施設の改修事業や耐震補強工事などの落札減でございます。また、予算現額を前年度と比較しますと約140,000千円の増額です。この主な要因は、3項、中学校費の予算約140,000千円の増によるもので、内訳は、134ページをごらんください。1目、学校管理費の15節、工事請負費の中学校改築工事によるものでございます。

なお、教育費の継続費の通次繰越及び繰越明許もこの東部中学校改築工事でございます。

ほかに143ページをお開きください。

5項、保健体育費、2目、体育施設管理費の15節、工事請負費において、新たにB&G海洋センタープールろ過機取替工事12,547,500円に取り組みました。

ここで、恐れ入りますが、45ページに戻っていただきまして、5項6目4節、雑入の上から2行目でございますが、B&G海洋センター修繕助成金4,700千円は、先ほどのプールろ過機取替工事の改修、B&G財団からの助成金でございます。

次に、148ページをお開きください。

12款、公債費は、補正額12,000千円の減額により、予算現額1,175,942千円、支出済額

1,172,898,944円、不用額3,043,056円、執行率99.7%、構成比9%でございます。

最後に、149ページをお開きください。

14款. 予備費につきましては、当初予算額は45,000千円で、16,940千円を減額補正し、9件、3,812千円の充当があっており、24,248千円が不用額となっております。この予備費の充用状況につきましては、監査委員から提出されております決算審査意見書の40ページの別表3を後ほど御参照ください。

以上が一般会計の歳出に関して特徴的なものについての御説明でございます。

#### ○議長（松尾勝利君）

橋村会計管理者に申し上げます。今、25年度の決算の説明をいただいておりますが、特別会計については午後に説明をお願いしたいと思います。

午前中の会議はこれにて終了します。なお、午後の会議は1時15分から再開します。

午後0時14分 休憩

午後1時15分 再開

#### ○議長（松尾勝利君）

午前中に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

平成25年度鹿島市の歳入歳出決算の説明の途中でしたので、引き続き説明を求めます。橋村会計管理者。

#### ○会計管理者（橋村直子君）

議案第47号、公共下水道事業特別会計について申し上げます。

恐れ入りますが、7ページをお開きください。

一番下の行の歳入合計ですが、予算現額1,088,472千円で、調定額は1,073,078,715円、収入済額は1,066,164,634円でございます。予算対比で98%、調定に対する収入割合は99.4%でございます。不納欠損額は48件、235,434円、前年度比約139千円ふえております。また、収入未済額は6,678,647円でございます。

1款. 分担金及び負担金の収入済額は23,336,340円、これは前年度に比べまして約35,000千円の減です。収入未済額は下水道受益者負担金3,093,640円で、187件になります。前年度と比較し、約1,500千円の増でございます。

2款. 使用料及び手数料ですが、収入済額は125,143,312円で、前年度比約6,000千円ふえております。不納欠損額が235,434円、件数48件で、転居先不明などで時効となったものでございます。収入未済額は3,585,007円で、件数は510件です。収入未済額の主な理由は、1款、2款いずれも生活困窮でございます。

4款. 繰入金は、一般会計からの繰入金です。収入済額567,055,482円は、前年度に比べ約14,000千円増加しております。

次に、歳出ですが、8ページをごらんください。

一番下の行の歳出合計欄です。支出済額が1,052,165,634円、翌年度繰越額32,037千円、不用額4,269,366円でございます。

以上の結果、このページ欄外にございますように、歳入歳出差引残額から翌年度に繰り越すべき財源を差し引けば実質の収支額はゼロとなります。

ここで157ページをお開きください。

1項2目．公共下水道建設費の支出済額403,041,655円は前年度と比較して約90,000千円増加しておりますが、これは次の158ページ、13節．委託料中の浄化センター建設工事委託料の繰り越しによる増額でございます。

次に、議案第48号、谷田工場団地造成・分譲事業特別会計について申し上げます。

恐れ入りますが、9ページにお戻りください。

一番下の行の歳入合計欄ですが、予算現額610千円に対して、調定額、収入済額ともに2,081,390円です。内容は工場団地使用料と前年度決算の繰越金でございます。

次の10ページをごらんください。

歳出合計欄ですが、支出済額は237,040千円で、そのほとんどは維持管理費用です。不用額372,960円によりまして、歳入歳出差引残額は1,844,350円となります。

次に、議案第49号、国民健康保険特別会計について申し上げます。

12ページをお開きください。

一番下の行の歳入合計ですが、予算現額4,138,832千円、調定額4,363,345,520円、収入済額4,017,995,293円で、予算対比97.1%、調定に対する収入割合が92.1%になります。不納欠損額は28,412,724円、件数は318件で、前年度に比べ約9,500千円減っております。収入未済額は316,937,503円、件数は2,738件で、前年度に比べ約3,600千円の減となっております。

不納欠損及び収入未済については1款．国民健康保険税であり、主な理由としては生活困窮や事業不振等によるものでございます。一方、法令に基づく差し押さえなどの滞納処分や25年度から導入のファイナンシャルプランナーによる納税相談など、滞納原因に応じた滞納整理の促進に努めているところでございます。

次に、14ページをごらんください。

一番下の歳出合計ですが、支出済額4,045,127,896円、不用額93,704,104円となります。不用額の主なものは、保険給付費及び予備費でございます。

以上のことから、欄外にありますように、歳入歳出差引不足額が27,132,603円となり、21年度の約110,000千円以来の赤字決算となりました。

そこで、不足額27,132,603円を26年度歳入から繰り上げ充用したところです。

なお、25年度の単年度収支は24年度剰余金を積み立てた国民健康保険基金の繰入金47,510,664円を除いた結果、最終的に74,643,267円の不足が生じました。

これは、24年度の保険給付費の増加に伴い、療養給付費負担金算定の際に見込んだ医療費

に対し、実績が大きく下回ったため、25年度において過年度分の療養給付費の返還が必要となったためでございます。

ここで182ページをお開きください。

11款．諸支出金、1項3目．償還金の23節．償還金利子及び割引料が前年度の支出済額29,288,260円に対し、25年度は約34,000千円増加し6,395,124円となりました。これが先ほど御説明いたしました不足額が生じた要因でございます。

なお、将来的な医療費の抑制を目指し、特定健診の受診率向上を初めとする各種保険事業に積極的に取り組んでいるところでございます。

次に、議案第50号、後期高齢者医療特別会計について申し上げます。

恐れ入りますが、15ページをお開きください。

一番下の行の歳入合計ですが、予算現額372,248千円、調定額372,326,668円、収入済額370,700,962円です。

16ページをお開きください。

歳出合計ですが、支出済額は369,285,695円です。欄外の歳入歳出差引残額は1,415,267円となりました。

ここで186ページをお開きください。

1款．後期高齢者医療保険料は、調定額236,810,459円、収入済額は235,184,753円で、収入率は99%となります。不納欠損額は333,571円、これは1項2目．普通徴収保険料の2節．滞納繰越分であり、件数は16件でございます。理由は死亡により相続人がいない場合や営業不振や疾病、生活困窮でございます。また、普通徴収保険料の収入未済額は未還付額61,900円を含めて1,755,835円で、現年度分が152件、滞納繰越分が62件、計214件となっております。理由はやはり生活困窮でございます。

最後に、議案第51号、給与管理特別会計ですが、決算書の17ページから18ページに掲載されております。この会計は給与事務の簡素化のために設けられたもので、一般会計、各特別会計の重複の決算でございますので、説明は省略いたします。

また、決算書の194ページ以降の実質収支に関する調書、基金運用状況報告書につきましては、説明を省略させていただきます。

ここで、財産に関する調書について御説明いたしますので、204ページをお開きください。

(3)無体財産権ですが、これは財産権や特許権、著作権などの知的所有権のことで、今回、決算書に新設した項目でございます。区分欄の商標権は、商標を独占的に使用する権利のことで、特許庁へ5つの商標登録を行いました。登録の一つは、鹿島市が大豆を使用して商品開発したマヨネーズ風ドレッシング「SOiSOi（そいそい）」でございます。また、酒蔵ツーリズムは4種類登録しており、その種類は小売または卸売、日本酒に関する知識の享受ほか、企画旅行の実施、宿泊施設の提供に登録しております。

以上で平成25年度の一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算の概要説明を終わらせていただきます。

つきましては、歳入歳出決算書及び主要施策の成果説明書、指定管理事業報告書の概要、また監査委員から市長に提出されました意見書2部により御審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

**○議長（松尾勝利君）**

それでは、議案第46号から議案第51号までの6議案を一括して質疑に入りますが、本6議案は決算審査特別委員会を設置し、委員会審査を予定しておりますので、あくまで総括的な大綱質疑といたします。

なお、質疑される場合は、一般会計、特別会計名を言ってから質疑に入ってください。質疑ありませんか。12番橋爪敏議員。

**○12番（橋爪 敏君）**

12番橋爪です。まず、一般会計についてお伺いをいたします。

成果説明書の1ページ、下のほうに、今後の展望と課題ということの中に、第五次総合計画に向けて、平成23年から27年度まで5年間で推進をすると載っておりますが、ちょうど23年は市長が就任されまして2年目になるわけですが、ことしの3月でちょうど3年になるわけですね。昨年は途中で見直しもされましたけれども、この3年間、特に25年度までの成果といたしますか、進捗率等がわかれば、ひとつお伺いしたいと思います。

**○議長（松尾勝利君）**

土井企画財政課長。

**○企画財政課長（土井正昭君）**

お答えいたします。

総合計画につきましては、御指摘がありましたように、23年から5カ年の計画で取り組んでおります、総合計画の中に目標を定めて、5年間で集中して取り組む施策というものを掲げております。これは具体的な目標とか指標などを掲げまして、これに対して実証してまいっております。そういったことで、成果といたしますのは、具体的な施策に対してどれくらい進捗が進んだか、どれくらい達成できたかということで評価ができるものと思っております。

そういった意味で、今、25年度末、3年間終了した時点では、全体では60%程度の進捗が達成できているという状況になっております。

以上です。

**○議長（松尾勝利君）**

12番橋爪敏議員。

**○12番（橋爪 敏君）**

それでは、同じところに、第二次行財政改革大綱ということで載っておりますが、第一次



行財政改革は平成18年から22年までですね。これはかなりの成果があったと思っておりすが、その後、これもちょうど市長が2年目から5年間、これもちょうど3年経過したわけですが、第二次行財政改革、どのようなものに現在、取り組んでおられるのか。そしてまた、成果について、これはできれば市長にお願いしたいと思います。いいでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

細かい数値については担当のほうから御説明をいたさせますけれども、基本的に私は2つの流れがあるんじゃないかと思います。1つは、過去、これも議会でお話がありましたけれども、市として防災とか安全・安心というものについての多額の投資をして、市民の皆さんの、いわば日常生活に影響がないようにということで、そのおかげで最近も水害を中心に被害が少なくなっておりますが、そういうことに軸足を置いて投資をしてきた。しかし、それではそのピークをたしか138億円ぐらいあったと思いますが、それを順次減らしてきているという、そういう投資額を減らしてくる。そのかわり、新規の投資をなるべく絞るということは1点あったと思います。もう1つが、経常経費を抑えるという点が1点、そのためには人員をなるべくふやさない、むしろ削減をする。例えば議員の皆さん方の定数も減ってきたというようなことです。経常経費の削減と、つまりそういうトータルの市の借金を減らすということと、経常経費をなるべく抑えると、この2つを行財政改革の主眼として対応してきたというふうに私は理解をいたしておりますが。

○議長（松尾勝利君）

土井企画財政課長。

○企画財政課長（土井正昭君）

行革大綱の中に目標として掲げているものの一つに、それはまず行革大綱ですので、財政をできるだけ経費を節減して、その中でも行政サービスを向上させるというふうな基本的な大綱になっております。その中で職員数につきましては、最終的には225名という目標を掲げておりましたけれども、現状では平成26年4月の初めの段階で、26年度のスタート時点での237名の職員数ということで職員数を削減し、また事業についての取り組みについては、経費を削減することで優先順位をつけて業務に取り組むということで推進をしているところです。

○議長（松尾勝利君）

12番橋爪敏議員。

○12番（橋爪 敏君）

どうもありがとうございました。

次に、これも成果説明資料の67ページに農林水産業と載っておりますが、農林水産業につ

いては、それぞれ一般質問でも多くの方が質問をされてきたわけですが、ここにも書いてありますように、農林水産業は鹿島では基幹産業であると。非常に産業の振興は重要な課題であると、ここにも載っておりますが、農業につきましては今の荒廃園の増大、あるいは鳥獣害の被害、後継者不足とか、いろいろそういうふうな問題点もありますが、この大きな理由は、やはりここにも書いてありますように、価格の低迷、それによる所得が伸びないのが一番原因だろうと思うわけですね。

価格が伸びない原因にも、特に米とか果実では消費量が減ったし、また野菜等では輸入品の増大、こういうものが原因にあるかと思いますが、昨年25年度ではそういうことで鹿島市もいろいろ取り組んできてもらっておりますが、農林水産、厳しい中での何か成果があったのか、お伺いをしたいと思います。

**○議長（松尾勝利君）**

迎産業部長。

**○産業部長（迎 和泉君）**

私のほうからお答えをいたしたいと思います。きょうは大綱質疑ということでございますので、細かな数値までは申し上げませんので、御了解をお願いいたしたいと思います。

農林水産業の中の主な成果ということで、何点か申し上げたいと思います。

まず、ハード面でございますが、1つ目に平成19年度から実施をしましてまいりました中山間地総合整備事業が25年度で完了いたしました。このことによりまして、中山間地域における基盤整備、あるいは農道の整備ができましたことで、農業生産性の向上に寄与できたものと思っております。

それから、次に、水産関係でございますが、漁業者から強い要望が今までございました塩田川河口のみお筋、作濤工事、いわゆる潟土のしゅんせつ工事が完了いたしました。このことによりまして、潮流の回復が見られまして、漁業者の方、そして漁場の環境の改善につながったということがあるかと思います。

次に、ソフト面で何点か申し上げたいと思います。

まず、1つ目には、行政では余り取り組みはよその地区はあっていないかもしれませんが、市の職員が直接販売店とか料理屋さん等に出向きまして、販売促進の活動を行っております。この中で、ちょっと施設名は言いませんが、日本有数のテーマパークにJAさんを通じまして、鹿島産の米の販売をすることができたということがございます。

それから、もう1つですが、これも市の職員の頑張りといいますか、努力をしている分のできた部分と思いますが、戦略作物とか鹿島市の農産物、これはまだ数が少なくて数品目でございますが、少量ではあるものの、市場とか実需者とのつながりが出てきた。その結果、徐々にではございますが、取引が繋がってきた。新たに顔つなぎをしまして、いろいろな、いわゆる売れる品目、何をつくったらいいかということで、こういうものが欲しい、それを

つくるということで、そういうつながりができてきた。これが一つの成果じゃないかと思っているところでございます。

まだほかにもございますが、以上で答弁とさせていただきたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

12番橋爪敏議員。

○12番（橋爪 敏君）

ただいま主な成果について御説明いただきましたが、特に農林水産業ではまだ課題も非常に多いと思います。そういうことで課題も25年度はあったんじゃないかと思いますが、どういものがあつたのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

迎産業部長。

○産業部長（迎 和泉君）

課題についてもお答えをいたしたいと思います。

これはどの分野でもそうかもしれませんが、いわゆる少子・高齢化の影響というのが産業部門でも大きな問題となっております。特に就労者の高齢化、あるいは後継者不足、こういうものがあるかと思えます。ただ、鹿島にはやる気のある若い方がまだまだたくさんいらっしゃいます。この方たちをどう支えていくのかというのが私たちの今後の課題だろうと思っております。

それから、これは議員もおっしゃいましたが、耕作放棄地が増加をしていると。この対策については、地道にいろいろなことをやっていく必要がございますが、一気に改善することじゃございませんが、いわゆる収益が上がる、一番いいのは契約栽培みたいに、これをつくったら必ず売れるというふうな、そういうふうな品目の選定というのも今後課題といえますか、検討する必要があると思っております。それと合わせまして、過去の営農取り組み、そういうのがあると思えます。

それから、イノシシの被害、これも議員おっしゃいました。非常にイノシシが多くて、町部まで出てきている状況がございます。これについても、今年度からでございますが、鳥獣捕獲の実施隊というのを結成いたしまして、取り組みを行っているところでございます。

それから、運用を見てもみますと、赤潮に代表される有明海の環境悪化の問題、諫早湾の干拓締め切り問題でございますが、そういうふうな問題、これについても関係機関と連携をとりながら解決していく今後の課題だと思っております。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

12番橋爪敏議員。

○12番（橋爪 敏君）

ただいま課題についても多くあるような説明がありましたが、一応市でも、大体今月いっぱいぐらいで来年度の予算については概算要求をされて、間もなく決定されると思いますが、おとしは農林水産業の予算が980,000千円ぐらいあったのが、去年は760,000千円、これは事業の内容で減っておったわけですが、今、課題を解決するためには、27年度はぜひ予算を獲得していただくように、ここで答弁は要りませんから、要望だけしておきたいと思いますが、何か答弁ありますか、しますか。要望だけでいいですか。何か考えがあればちょっと一言だけお願いします。

○議長（松尾勝利君）

迎産業部長。

○産業部長（迎 和泉君）

お答えをしたいと思います。

余り回答は要らないということをおっしゃいましたが、意気込みということでお聞きいただきたいと思います。

今、実施計画を策定しまして、今後、予算の折衝をするようになります。私たちは産業部全般ですが、新たに、いわゆる守りじゃなく責めていこうということで予算要求をしていきたいと思っています。ただ、これからの財政当局との折衝になりますが、頑張っていきたいと思っています。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

12番橋爪敏議員。

○12番（橋爪 敏君）

ただいま迎部長が申し上げられましたように、財政課の方、市長よろしく、ひとつお願いしておきます。

次は、最後ですけれども、公共下水道事業について1点だけ最後にお伺いしたいと思います。成果資料の146ページに一般会計の繰入金が載っております。平成25年度は歳入計が1,066,165千円、それに対して一般会計からの繰入金が567,055千円となっております。一般会計の繰入金が何と総事業費の53.2%になるわけですね。そしたら、24年度を見ますと、これは若干繰入金が少なく552,000千円ばかりになっておりますが、これは57.6%、平成22年度を見ますと497,000千円繰り入れをされております。こういうことをいろいろ見ますと、ずっと年によって繰入金が違うですね。これはどういう基準で繰り入れをされているのか、お伺いをいたします。

○議長（松尾勝利君）

栗林環境下水道課長。

○環境下水道課長（栗林雅彦君）

私のほうからは、公共下水道事業の一般会計繰入金について御説明いたします。

基本的に一般会計の繰入金と申しますのは、基準内の繰入金と事業費に対する繰入金がございます。事業が大きくなれば、やはりここで受益者負担金が急にふえるわけでもなく、また収益が急にふえるわけでもございませんが、先行投資としての部分がございますので、今回は建設事業費と浄化センターの事業がふえておりますので、この分の繰入金の増額であったというふうにお考えいただければと思います。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

12番橋爪敏議員。

○12番（橋爪 敏君）

ただいま説明いただきました、その基準というのではないのでしょうか。年によって繰入金が変わるんですね。どういう基準で、ただ事業費が多ければふやすと、それだけですか、お伺いします。

○議長（松尾勝利君）

寺山企画財政課参事。

○企画財政課参事（寺山靖久君）

お答えします。

一般会計から公共下水道への繰出金の関係ですけれども、基本的に特別会計で不足する分を一般会計で埋めている部分もあります。ただ、基本的に下水道会計で発行しました市債、あれの交付率が約5割交付税が入ってきます。それは一般会計が普通交付税で受けて、その分を下水道で出しているという分もありますので、構成比の約2分の1相当は一般会計から当然下水道出すというふうになっております。あとにつきましては、先ほど下水道課長が言うように建設費の国庫補助と起債を除いた分、そこら辺の負担金等を除けば一般会計の負担になってくるという状況でございます。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

12番橋爪敏議員。

○12番（橋爪 敏君）

もう最後にいたします。

これは二、三年前やったかと思いますが、下水道事業の中の、予算のときだったかね、一般会計繰入金に依存しない経営事業体を目指すというようなことが、二、三年前に載ったはずですね。やはり一般会計も依存しないような形で、これは今後お願いをするのも大事かと思いますが、特に667ヘクタールから今度480ヘクタールに面積を修正されるようになっておるようですが、今後その辺について一般会計、こういう形で、これぐらいでずっと行く

のか、5億幾らですね。依存しないような考え方、できるだけ少なくするような、どういう考え方を持っておるのか、お伺いして終わりたいと思います。

**○議長（松尾勝利君）**

栗林環境下水道課長。

**○環境下水道課長（栗林雅彦君）**

基本的に公共下水道事業につきましては、将来的には企業会計の意向というものを頭の中には入れております。ただ、今の現状の中で、これだけのまだ投資を行っております。これを全て転嫁いたしますと、私どもがおいだけできるのは受益者負担金と使用料しかございません。ですから、この使用料に直接転嫁するというのはちょっと不可能な部分がございます。この分を起債として借り入れたりいろいろしながら、将来的な形ですけれども、これに見合うような、いわゆる応能応益がきちんと合うような形での公共下水道というのを目指していきたいというふうに考えているところです。

**○議長（松尾勝利君）**

ほかに質疑ありませんか。3番稲富雅和議員。

**○3番（稲富雅和君）**

3番議員の稲富です。議案第46号、一般会計歳入歳出について質問いたします。

成果説明書の9ページ、基金についてであります。その前に、成果説明書の前で1ページには、今後の展望と課題ということで5年間を策定し、そしてその5年間に基づき、成果と課題を上げられ、邁進されていると思っております。私も教育、福祉、産業、都市基盤など財源等々、本当に厳しい中でありますので、この件に関しては市政運営はしっかりとやっていただきたいと思っております。

その中で基金でありますけれども、この表の中にもグラフ等を示してあります。22年度からは少しずつ基金増にはなっておりますけれども、財政計画の中ではこの後、下がったりする部分であります。基金を多く使うということは市民のためにしっかり役に立っているという思いもありますけれども、この基金が減ることについてどう思われているのか、お聞きしたいと思います。

**○議長（松尾勝利君）**

寺山企画財政課参事。

**○企画財政課参事（寺山靖久君）**

お答えします。

基金の減少についてですけれども、一応昨年の中期財政計画につきましては、税収の見込みとか、普通交付税の見込みが余り伸びないという前提のもとに推計しておりますので、ある程度基金を使っていくという形をしております。ただ、基本的には財政調整基金は年間の財源収支不足の分をしていくものでございまして、あと大きいのが公共施設建設基金、これ

はいわゆるハード事業に充当していきます。こころは各年々の税込、普通交付税を勘案しながら有効に利用していきたいというふうに考えております。かといって、むやみやたらと使うわけじゃなくて、有効に将来の残高等を見据えながら、その年々によって基金を有効に活用していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

**○議長（松尾勝利君）**

3番稲富雅和議員。

**○3番（稲富雅和君）**

基金は、今、答弁がありましたように、本当に有効に、そしてまた、投資をするときは投資をしっかりとするという形をお願いしたいと思います。

もう1点ですけれども、この基金に関連してであります。成果説明書の4ページ、歳出のほうで、目的別で金額とパーセントをずうっと円グラフで示してあります。これは数字を見ればすぐわかることなんですけれども、民生費に関しては、25年度は約50億円ですね。平成22年と比べますと、43億円の民生費が上った。25年度に関しては、学校費、学校の建築、そこに応分のお金がかかったということで報告を受けておりますけれども、民生費の中も一般財源の予算を繰り入れながら使用されていると思っております。

この民生費と基金、関連性があるのか、それとも関連性を持って今後推し進められていくのか、民生費との関連性をお聞きしたいと思います。

**○議長（松尾勝利君）**

寺山企画財政課参事。

**○企画財政課参事（寺山靖久君）**

民生費と基金の関係でございますが、民生費の財源として使っています基金が地域福祉基金というのが9ページの基金の中のナンバー6のところにあります。これの利息の分を福祉目的ということで基金として利用しているところでございます。その点につきましては、直接は基金と民生費とはリンクしていないという形でございます。

以上でございます。

**○議長（松尾勝利君）**

3番稲富雅和議員。

**○3番（稲富雅和君）**

民生費は今後とも増となっていくことがもう目に見えている費用だと思っております。こころも踏まえて、健全なる運営をしていただきたいと思っております。

それで、細かい点はまた委員会のときに質問したいと思いますけれども、そのときのために資料を一部提出をお願いしたいと思います。基金でスポーツ振興基金であります。これはスポーツの団体、個人の育成に使われているものであります。個人的にもしっかりスポーツを

されて、いい成績を出されている市民の方には、市としてはしっかりと厚い補助をしていかなくちゃいけないという思いであります。その中でこのスポーツ基金、これを一つとりましても、年々減っていくばかりであります。減っていくばかりでありますけれども、これはいい成績を残して市民の方が頑張っておられるということでもあります。

今回、取り崩された1,267千円の分、どういうスポーツの種目、そしてまた個人名は上げられないと思いますけれども、誰に出されたのか、詳しい資料の提出をお願いし、私の質問を終わります。

○議長（松尾勝利君）

ただいま資料提出の要求がっておりますが、答弁ありますか。澤野生涯学習課長。

○生涯学習課長（澤野政信君）

資料の提出につきましては、提出をいたします。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。11番水頭喜弘議員。

○11番（水頭喜弘君）

大綱質疑ということで、細かいことは委員会のほうでしていきたいですので、よろしくお願します。

今、ここの監査委員の意見書等を見てみましたけど、その中、それから会計課のいろいろ説明の中で、ここに意見書の2ページのほうに、実は詳しく監査委員さんの中から財源別の収入状況ということでちゃんと掲げられています。私は前回も多分これを言ったんじゃないかと思うんですけども、ここにちらっとはっきりと自主財源と依存財源ということで、縦分けで書かれています。これを見て、監査委員さんの努力ではっきりと投資の状況が一目瞭然にわかるんじゃないかと思います。

この中で当初から、これは3割自治体ということで、大体35%、それから依存財源が65%ぐらいということで今ありますけれども、特にこれからは地方交付税あたりがずっと減少してくる中で、一般財源に対する確保というのがなかなか厳しくなってくるという思いはいたします。これはこれを読んでいけば一目瞭然にわかるんじゃないかと思います。

今の稲富議員からもあったとおり、民生費もこれから多くなってくる。じゃ、どこでどのように、基金にも限りがあると思います。基金があるからといって、今の財政課の答弁のごとく、やっぱり有効に使っていくべき問題でございます。その中で、これを余り当てにし過ぎて、財政が厳しくなったら当然、私たちもやっぱり追及せざるを得ない。当初のあれからすれば、今回、補正を6回かされています。当初からすれば、いつも補正はされるにしても、こういうふうにしてなかなか厳しい状況にあると思いますけれども。

そこでお尋ねしますけれども、この状況で私が先ほど述べましたとおり、これからの財政運営をどのように鹿島市はしていけばいいのか。どんどん人口減少社会に突入する中で、



そして一極集中型の中で、国のほうとしては一極集中を改めて地方のほうに少し趣を置くと、かじ取りをするというような、そういうことで大臣宛てにもできていると思うんですけども、市長にお伺いします。

これからどのように運用していかれるのか、これをまずお聞きしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（松尾勝利君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

お答えいたします。

これから大事なことは、各市町、日本全国似たような状況にあると思うんですよ。それを頭に置いて地方創生という、何と申しますか、政策と申しますか、方向が打ち出されたんじゃないかと思ひます。したがって、その中身が我々としては最大の関心事項の一つなんですけれども、それはそれとしてやらないといけないこと、当たり前のことですけれども、入ってくるのをふやす算段をせんといかんですよね。使うのをなるべく有効にと、この2つだと思ひますよ。税金収入が入ってくるということは当然のこととして、交付税はそんなに伸びることは期待できないと思ひます。税金なんですね。税金は税率を上げるというのはとんでもないという話になると思ひますから、そのパイですよ。となると経済政策、やっぱり市内でみんなして成長へ向かって頑張りましょうねと、こういう政策になるんじゃないかと思ひます。そうすると、成長の分野にやはりある程度のアクセルを踏んで投資をしていかないけない。外からそういう可能性がある、当面は期待できませんから、地場の成長を期待できるところとしっかり手を組むと、こういうことではないかと思ひます。それが入ってくるということでしょう。

それから、出るということになつては、これはよく言われますけれども、投資の優先順位をきちっともう一回見直して、有効と申しますか、効果的な手を打たないといけない。そうすると、一般論として「ばらまきはだめです」とよく言われますよね。ある意味で当たり前なんですけれども、そういうことにも気を配りながら、投資は集中して、それから入るのについては成長産業を見きわめると。基本的にそういう方向ではないかと思ひております。

○議長（松尾勝利君）

11番水頭喜弘議員。

○11番（水頭喜弘君）

市長言われるとおり、全国的に同じ傾向の中でこれをどう脱するかというのを、成長産業を見きわめるといことも地方の中ではなかなか厳しいものがあるんじゃないかと私と思ひます。これがはっきり答えがわかっていたら、一般財源も上がってきますよ。財源確保もできると思ひます。そういうことで、鹿島市もやっぱり5年間の財政基盤強化の中でいろいろ

市民の皆さん、また業者の皆さんにも相当緊縮財政の中、厳しいものもあったんじゃないかと思えます。

市長言われるとおり、成長産業、要するに投資をすると。これは一番大事ですよ。むやみな投資じゃなくても、有効に投資をして、投資をすることによって、市の潤いというか、財源も確保できると。これは方程式でこのようになってくるんじゃないかと、そのの見きわめというのが一番大事じゃないかと思えます。むやみにこれを切り詰めてきた、そしてそこで財源を確保したけれども、犠牲者ができたと。議会でも16名ですよ。定数を減らす。22名から一遍に16名ですよ。そして、職員も削減ということで人員の削減、これも225まで持っていくと言いつつも、さっきの財政課のあれではなかなかそこにいていない。だから厳しい面もあると思うわけですよ。それはもう一遍にはできなくても計画的にしていっていきなりであったけれども、年度から比べれば、到底目標には達しない状況にあるんじゃないかと思えます。

そこで、もう1つ考えられるのは、会計課のほうからいろいろ歳入歳出の決算の報告がありました。その中で、明許繰越、これがかなり多い。ずうっと今読み上げられた中でも全てに――15項目ぐらいですかね。明許繰越が出ています。そして、どこにその原因があるのかですね。要するに私の思いですよ。結局、職員の一人一人に対する仕事量が多くて、それを消火し切れなくてここに来ているんじゃないかという思い――これは私の思いですよ。私、思うですけれども、以前と比べれば、かなりずうっと多くなっている。

例えば、それはピオ事業のニューディール政策の中でどうしてもここでいっぱいいっぱいを使い切れなくて、要するに次に先延ばしするというのも、それは考えられたでしょう。これは一つ一つに対しては、委員会の中で私は質問しますが、そういう中、何でここに至ったのか。以前から比べればかなり多くなっている事業も多い。以前は2つから3つの事業ぐらいでした。でも、最近は特に当たり前のようと言うぎ失礼ですが、当たり前のよう明許繰越がもう――私たちは明許繰越費という言葉自体が知らなかった時代があります。今はもう余りにも飛び交って、明許繰越が当たり前のよう、そういうふう聞こえてくるわけですよ。この件に関してどのようになつたのか、そういう説明をお願いします。

**○議長（松尾勝利君）**

寺山企画財政課参事。

**○企画財政課参事（寺山靖久君）**

お答えします。

まず、最近になって繰越明許費がふえたということがあります。1つには、大体平成20年度ぐらいから国の補正予算に対しまして、いろんな交付金であるとか、事業の追加であれというのが、年度中途を超えてから配分があつているという状況もございます。当然そこら辺につきまして、年度内で完了する分も出てくるかもわかりません。大部分につきましては翌

年度へ繰り越していく、そういう国の補正予算対応の分がここ数年は多かったというふうに考えております。

あとは、いろんな工事とか用地交渉の関係も絡むと思いますので、そこら辺の用地交渉のおくれ等々の理由があると思います。あとは、基本的にはそういう関係で事務がおくれてというのは数少ないと思います。国の補正であり、地元調整のおくれ、これが大きな繰り越しの理由になってくるというふうに考えております。

以上です。

**○議長（松尾勝利君）**

11番水頭喜弘議員。

**○11番（水頭喜弘君）**

今、参事のほうから説明をいただきましたけれども、いろいろ原因はわかりましたと言わんのですよ。原因はこういうこともあるだろうと思うんですけど、私がさっき言ったとおり、要するに片一方では人員を削減して225まで持っていく。年度途中、また上がりながら、また下がりしながらくるですよ。それで持ってくる。そういう中で今、職員あたりも、結局、仕事量、今さっき言ったごと、これはもう総務課でずうっとされましたか。例えば、仕事量なんかを以前と比べれば余り多くて、要するに仕事ができないような状態の中で完了し切らないで、その中でこういうツケが回ってきて、その中で繰り越しのほうに行っているんじゃないかという思いもするわけですよ。そういう中で、そういう思いは私もします。きょうは大綱質疑ですので、その中から突っ込んでいたてすることはしませんけれども、そういう思いはするわけですよ。

だから、総務課でもそういうものはぴしっと把握をして、その中で原因として、例えばこれがどんだんどん詰め込んできた場合には、今度は職員さんあたりも負担が余計かかって、その中から監査委員さんの意見の中に書かれています。一人一人の仕事量が要するに健康に被害を及ぼす影響がないように、片一方ではそれも取り組んでいかにやいけないということを書かれているわけですよ。そういうことを課長、この件はひとつ点検というか聴取とか、いろいろ聞き取りとかされながら、ここの点は私は大事じゃないかと思うわけですよ。この点の答弁をここで求めてもあれでしょうね。そういうことをされたことがあるのか、それとも今からは注意して、それをしていくのか、そういう思いだけひとつ聞いて、この点については終わりたいと思いますけど、どうでしょうかね。

**○議長（松尾勝利君）**

藤田総務部長。

**○総務部長（藤田洋一郎君）**

業務量の関係から、その中での職員数の問題の御提議だということでもありますけれども、繰り越しに関しては、先ほど財政課の参事が申しましたようないろいろな事業事業によって、

やっぱり性質が一つ一つ違うということで、大まかに多いという感覚の中で国の補正予算対応でどうしても予算のつくのが遅くなって、年内の執行ができずに、翌年度に回っていくと言うのが大多数のものだと考えております。

そういう中で、今、議員御指摘のあったように職員数が減ってきている中で、じゃ、どうなんだということで、総務課としてどういった管理をしているのかという御質問についてお答えをしたいと思います。

今、私どもが年に1回、10月になりますと、来年度に向けて、現在もそうなんですけれども現況、それから来年度に向けての各課の業務量調査というのを行っております。そういう中で今、こういう状況の中でこの仕事があるので人員的にはどれだけ不足している、逆に来年はこの仕事が終わるので、こういう形で人員は減る。そういうような細かな係ごとの業務量調査を行っております。それを受けて、年末それから年度末にかけて、4月以降の人員の配置もその中で考えていく。

それから、そういう中で採用に反映できれば、それもやりたいということもございますが、採用枠については、冒頭、議員からも御指摘のあったように、財政基盤強化計画の途中でございます。そういう中で、なかなか採用枠を柔軟にふやすというのはできない。そういう中で、総務課としては一番重要な負荷がかかっているところには配慮をしながら、できるだけ業務が執行できるような形で対応しているということでございます。

ただ、どうしても、そういう中で人員の不足とか配置の中身、それから職員数——やっぱりベテランがやめていって、若手になっていくという中で業務の密度の問題等についてのこなし方、そのあたりもございますので、なかなかその時点時点、我々が思ったような形で人員を配置したからといって、じゃ、超勤時間が減っているのかというようなことも検証をいたしております。そういう中で、やはり超勤時間がふえている箇所については、また2年続けてそのあたりも細かく分析をしながらというような対応もしているということでもあります。

そういうことで、いろいろな業務量の進行について、いろんな部署部署、それから予算のつき方でいろいろ原因は違います。それに対して、小まめに目配りをしながら、今までもやってきましたが、今後もそういうことでやっていきたい、そのように思っているところでございます。

○議長（松尾勝利君）

11番水頭喜弘議員。

○11番（水頭喜弘君）

片一方では人員削減をやりながら、片一方ではそういう影響も出てくる中で、これはやっぱり考えていくべき、今、部長が言われたとおり、そういう面では人あつての仕事ですので、ここのあたりは十分に検討、また、これに近かようと片一方で言いながらも、そういうものはメンタル面でも気をつけていかにやいけない課題じゃないかと思っております。

今、市長言われたとおり、これからいろいろなものにはやっぱり優先順位をつけ、そして市の活性化を図っていかにかいけない。それで一方では財源確保もしていかにかいけない。そういう中で、例えば私も一般質問で言いましたとおり、これからのニューディール事業の中で経費も事業もふえてまいります。大きな新世紀センター、それから市民会館、それからいろいろ矢継ぎ早にやってきます。そういう中で、これは原則として必ずお願いしたいのは、市内の業者の方にこれを発注を依頼していく中で、また鹿島市もその中で潤ってくるんじゃないかと思えますので、よそに発注したからといっても何も鹿島市には入ってきません。そのあたりを十分検討されて、必ずと言っていいほど、この点をお願いしておきます。

あと、特会のほうは、ここでのことをいろいろ今まで言われてきました。その中で、今回、27,000千円ぐらい赤字に転落した中で、じゃ、私もいつも言っているとおり、これも予防医療が一番大事じゃないかと思えます。ここの中から抜け出してこない、なかなか人口減少、高齢化の中で今から高齢者がどんどんふえていく原点、2025年問題があります。その75歳になったとき、どのような時代を迎えるかといったら、鹿島市にとっては相当大きいふえ方はないし、相当減るといってもないと思うわけですね。そういう中でも、予防医療の大事さということがここに明らかに出てくるんじゃないかと思えます。

当然、やっぱり検討違いもあるですよ、どうしても概算でいきますので。その中で清算したとき、ぴしっと出るか出らんかで、後からしかわからない問題と思えます。でも、決算でこういうことがわかっていますので、この分を数字は細かく言いませんけれども、この辺に対して、今後、28年か29年ですか、県一本ということの話も出ていますけれども、そういうあれで、今、市長どうでしょうか。今もう、ある程度のめどはついたような——医療の県一本での話し合いはもうある程度のめどはついているんですか。それとも、まだ先延ばしになっているんですか、その点だけちょっとお伺いいたします。

○議長（松尾勝利君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

お答えいたします。

私の理解で言いますとね、一本化。何度も話していましたが、もともとこれは私もそっちがいいと思っていたんです。大体方角は、ほぼ決まって了解されたんじゃないかと。問題は時期なんですよ。

それと、もう1つは、全国一斉にそうなるのかどうかというのは、もうひとつわからんところがあります。ただ、佐賀県はかなり全体の雰囲気からしたら前のほうにいるんじゃないかと、そう思っていますし、ぜひ早くそうなってほしいと思っております。

それから、もう1つ、赤字という話が出ましたけれども、これについて今2つ気になっていますのは、1つはこれが構造的なものなのかどうなのか。せっかく国保税が引き上げにな

ってから、もう4年たちますかね。ちょっと当初の見込みよりも、何と申しますか、医療費がかかっているということではないかと思えますけれども、これが構造的なのか、一過性なのかは、正直言ってまだ正確にはわからない状況なんですね。ただ、これは医療費でございますから、もう金がなくなったから病院に行くのやめなさいというような話ではございませんので、かかったお金はしょうがない。そうすると、議員がずうっとおっしゃっているように、病気にならんような手だてを早くせんばいかんと、こういう話になりますから、そっちのほうにも力を入れないといけないと。この2つがポイントになると思えますが、どっちにしろ、状況を見きわめて、早目早目に手を打っていかないと、せっかく一本化されても負担が大きかったねという話にならんようにせんといかんと、今そういう考え方でおります。

○議長（松尾勝利君）

11番水頭喜弘議員。

○11番（水頭喜弘君）

以前も私が質問したとき、市長のほうから、この原因については一過性のものか、それとも構造的なものか、これは分析していかんやわからんということをおっしゃいました。でもね、今もこういう答弁をされましたので、このあたりの原因を、もう少し何でこうなっているのか、よろしく願いしておきます。

そういうことで、これからの佐賀県が一本になったときは、今の料金体系からすれば少し減ってくるんじゃないかという予想もされていますよ。そういうことでよろしく願いして、私の質問を終わります。

○議長（松尾勝利君）

あと大綱質疑をされる議員、何名いらっしゃいますか。手を挙げてもらってよろしいですか。

〔質疑希望者挙手〕

○議長（松尾勝利君）

では、ここで10分程度休憩いたします。午後2時35分から再開します。

午後2時24分 休憩

午後2時35分 再開

○議長（松尾勝利君）

休憩前に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

ほかに質疑ありませんか。7番伊東茂議員。

○7番（伊東 茂君）

大綱質疑ですので、ちょっと1点か2点質問させていただきたいと思えます。

幾つかの資料があるわけですけど、監査委員からの意見書、非常によく調べていらっしゃるなという気がしております。本当に御苦労さまです。この中で、先ほど水頭議員からも質

問が出ておりましたけど、やはり国民健康保険の特別会計の決算が25年度は赤字になったということ。昨日、ちょっと地元の公民館に行ってみたら、この資料は公民館にも置いてあります、全てですね同じものが。やはり興味のある方は見られるだろうと思うんですよ。そういう中で、この国民健康保険、前年度分が赤字に転落したということは、やはりそれに関係のある方はどうなるのかなど。こういうふうなことになって、即保険税が値上げとなっていくのか、そこのあたりがやはり心配されていると思うんですが、まず、この加入者が0.6ポイント減少しているわけですが、ここのあたり今後どのような推移でいくと考えられているのか、お答えいただきたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

田崎保険健康課長。

○保険健康課長（田崎 靖君）

お答えします。

国民健康保険の被保険者数が今後どのように動くかということのお尋ねと思いますが、御存じのように、75歳以上の方については、後期高齢者医療に移られていくということ。

それと、現在の人口減の影響ということで、少しずつではございますが、被保険者数は今後少しずつは減っていくものと想定をいたしております。

○議長（松尾勝利君）

7番伊東茂議員。

○7番（伊東 茂君）

ありがとうございます。今回、この不足分は平成26年度のほうから繰り上げ充当金で補填をされるということになっております。これは全員協議会するときでも、少し市長のほうから説明を聞いたような気もしますが、ちょっとケーブルテレビとか見ていらっしゃる方にわかるように、まず、この国民健康保険の基金は前年度末でゼロでした。それにことし国民健康基金を47,400,519円、これを積み立て、そしてその金額をそのまま、また使うといたしますか、そういうふうになって、また25年度末は基金はゼロになっているというふうになっておりますが、こういうふうな手法というもの、過去にもそういうふうにならされておられたのか、今後もこういうふうにならされるのか、そこのあたりをお聞かせいただけますか。

○議長（松尾勝利君）

田崎保険健康課長。

○保険健康課長（田崎 靖君）

お答えいたします。

国民健康保険の基金につきましては、平成18年度から残高なしということで来ております。これにつきましては、国民健康保険単年度で決算剰余金が出れば、その段階で基金へ繰り入れると、基金へ積み立てるという形になります。今回のように、単年度赤字が出た場合には、

基金で補填し、平成25年度の場合は基金を繰り入れても、なお赤字でしたので、平成26年度からの繰り上げ充用を行ったという形になっております。

○議長（松尾勝利君）

7番伊東茂議員。

○7番（伊東 茂君）

それでは、こちらの決算書の210ページに、基金の残高というものが書いてありますが、前年度の現在高がゼロで、今年度中の基金増減がこういうふうになり47,511千円というふうになっておりますが、この金額はどこから出てきたものなのか。前、御説明があったかもわかりませんが、こういうふうな本会議の場所では初めてかもわかりませんので、それを御説明いただけますか。

○議長（松尾勝利君）

田崎保険健康課長。

○保険健康課長（田崎 靖君）

お答えいたします。

平成25年度の決算書210ページ、国民健康保険基金の決算年度中増減高、増が47,511千円、減が47,511千円という形になっております。これにつきましては、平成24年度の単年度収支が47,400千円ございます。それと利子分を加えまして、平成25年度に一旦47,511千円を積み立てまして、決算の段階で収支不足するということで基金から繰り入れたものでございます。それで平成25年度末の残高はゼロという形になっております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

7番伊東茂議員。

○7番（伊東 茂君）

今、課長のほうから御説明いただいたようなことを、やはりちょっとお聞きしないと、これだけを見ると、前年度がゼロになっていて、今年度発生して、そしてその分をこういうふうに使ったということがちょっとわかりにくかったかなと思いましたので質問をさせていただきました。

どうしても特別委員会ときには、こういうふうなテレビ放映というのはあっておりませんので、どういうふうな審議をしてきたか、委員長の最終的な報告の中ではあるにしろ、やはりなかなか市民の皆さんには見えないところでもありますので、ちょっと質問をさせていただきました。やはり、ただ非常に今後楽観できる状況ではないことは確かだろうと思っております。先ほど水頭議員からもお話があったように、ここの監査の意見書のほうにも書いてあるように、現在取り組んでいる特定健診の受診率向上とか生活習慣病等の予防事業の推進等、さまざまなことをやっていただかないと、なかなか次の県下全体の一本化となるまでに



は時間もかかりますし、また、次の年どうなのかなという不安がございます。

今、平成26年度4月から半年間過ぎておるわけですが、推移として、この国民健康保険税の収入状況、収支の状況、今、半年たってどういうふうになっているか、教えていただけますか。

○議長（松尾勝利君）

田崎保険健康課長。

○保険健康課長（田崎 靖君）

お答えいたします。

平成26年度の上半期が終わったわけでございますが、現在まだ歳入歳出ともに未確定の部分かなりございます。ただ、うちのほうで見込みといいますか、今年度どういった推移をしているかということで見込んでおるところでございますが、保険給付費も昨年、ここ一、二年の伸びなどを見て、どういった形で伸びていくかということ推計をしておるところでございます。

現在のところでは、国民健康保険税も収納率で昨年並みというような形では見えてはおりますが、昨年度の赤字の解消をできるところまではというような形ではありますが、今年度赤字、また決算赤字になるということで推計はいたしておりません。収支均衡が保てるぐらいのところ今推移をしているということで、推計をいたしているところでございます。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

7番伊東茂議員。

○7番（伊東 茂君）

ありがとうございます。もちろん、まだ半年、まだ後半がありますから、どういうふうになっていくか、それはつかめないところもあると思いますが、やはり私が再三言っているように、もうこれ以上国保の税金が高くなることは市民の皆さんに相当な負担を強いることになる。そういうふうなことで、私もこの決算のときには、ここをまず第一に見るようにしております。やはり全県下統一になって、同じ保険税というふうになれば話は別ですが、やはり市町村別にどうしてもこの金額が変わってくるわけですから、そのあたり、今後しっかりとまたお願いをしたいと思っております。そのほか小さいところは特別委員会のところでまた質問をしたいと思っております。

次に移りますが、指定管理の資料も出していただいております。これも、もう今、指定管理をしているのが非常に多くなって、全部で17カ所ですね、こういうふうになっております。この指定管理制度を導入されてから、このよさというものも私も理解をしております。そして、それを受けたところは一生懸命頑張らせていただいております。公民館にしろ、さまざまな施設、そういう中で、これをちょっと見させていただいて、こういうふうな事業報告書に

ついてですが、会計のほう、決算のほうは大体同じような統一したものになっているわけですが、この左側に大体書かれている事業報告書のこの形というのは、生涯学習課さんがつくられたのに書き込んでいらっしゃるのでしょうか。それともある程度の必要項目というものがあって、これだけは必ず書いてくださいというふうに報告書作成はなっているのか、まずそれをちょっと教えていただけないでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

澤野生涯学習課長。

○生涯学習課長（澤野政信君）

お答えをいたします。

指定管理者からの事業報告書の概要ということで、事業所別でございますけれども、この左のページの部分の効果・その他特記事項とか使用人数とか、この辺につきましては、一応、基本的に様式をこちらの市のほうから統一した様式をしております。中身については、使用人数とか、それについては指定管理者のほうから上がってくる分をこちらのほうで取りまとめて、これを作成しておるところでございます。

○議長（松尾勝利君）

7番伊東茂議員。

○7番（伊東 茂君）

ありがとうございます。来場者とかが多い干潟の展望館であったり浜宿の継場であったり、継場はちょっと違いますけど、グラフによって、その利用状況を書いてあったり数字で書いてあったりですよ、非常にこれはちょっとわかりづらいなど、何かしら統一したものが必要なのではないかなという気がしますので、そこのあたり、また今後改良をしていただければと思いますが、あとこういうふうなデータというのは、どのくらいの期間保管をされているのでしょうか。指定管理が始まってからずっと各施設、こういうふうなデータはいつでも私たちが見られるようになっているのでしょうか、お答えください。

○議長（松尾勝利君）

澤野生涯学習課長。

○生涯学習課長（澤野政信君）

お答えをいたします。

実績報告につきましては、文書保存の期限がございます。これにつきましては、はっきり期間は私、今ちょっとわかっておりませんが、10年とか長い期間、保存するようしております。

○議長（松尾勝利君）

7番伊東茂議員。

○7番（伊東 茂君）

ありがとうございます。こういうふうなデータは非常に必要ですよ。もしかしたら、また新たに指定管理をお願いするところが出てくる可能性もあるかなと。これはどういうふう  
に、この鹿島市が変わっていくかわかりませんが、そうなってきたときに貴重な資料とな  
っていくだろうと思いますし、やはり新たにそういうふうな指定管理を受けられた場合の手法  
等の勉強になるものだと思いますので。それとあと、市民の方にもある程度閲覧とかできる  
ようなことができたらと思っておりますので、検討いただければと思います。

きょうは大綱質疑ですから、このくらいにとどめて、また特別委員会で質問いたします。

**○議長（松尾勝利君）**

ほかに質疑ありませんか。13番中西裕司議員。

**○13番（中西裕司君）**

質問をいたします。

まず、今回の決算についての認定ということでございますが、今ごろになって認定という  
行為が、私には最近、理解できなくなりまして、今までは自分自身、大概分に済ませてきた  
ところがあるかなというふうに思っております。と申しますのは、これは私の記憶違いでな  
ければいいんですが、補正予算の中で、減債基金のほうに幾らかのお金を積み立ててあった  
というふうに思います。それが恐らく25年度のいわゆる決算を経た後の金額を補正予算にし  
てあったなという感じがちょっと記憶があるものですから、その辺の確認をまずしていただ  
きたいということと、認定という議会のことについての法律的な法律の効果と申しますか、  
法律行為と申しますか、それをちょっとどういうふうなものであるかということをしつかり  
教えていただきたいと思っております。

**○議長（松尾勝利君）**

寺山企画財政課参事。

**○企画財政課参事（寺山靖久君）**

お答えします。

まず、基金の関係ですけれども、財政調整基金の関係でよろしいのでしょうか。（「減  
債」と呼ぶ者あり）減債基金、決算と減債基金の関係ですけれども、例えば、決算剰余金が出  
た場合ですけれども、その処分の仕方、2分の1以上を財政調整基金に積むか、繰り上げ  
償還をなさいと地方財政法で一応決まっておりますので、減債基金について、その分を積  
み立てて繰り上げ償還を、ちょっと記憶にはございませんが、した事例があるかもわかりま  
せん。

あと決算の認定でございますけれども、決算の認定というのは、議決事件になっておりま  
すので、一応決算関係資料を議会に報告して、決算の認定をお願いしているという状況でござ  
います。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

13番中西裕司議員。

○13番（中西裕司君）

今、同僚議員のほうから調整基金というふうなことでございまして、いわゆる私が言いたいのは、認定という法律行為を我々議会が求められるんだけれども、認定したから、あるいは認定しなかった場合はどうなるのということなんですね、僕が聞きたいのは。だから、補正予算で、例えば、もう今年度の分、25年度の方を入れてあったような気がするものですから、今度黒字だったでしょう。黒字だったから、その分の幾らかを積み立てているという補正予算を今度の9月議会に上げていらっしゃるでしょうということなんですよ。じゃあ、議会で認定する前に、もうそのようなことをしちゃうんですかというのが私のわからないところなんで、認定という法律行為はどういう意味があるんですかということをお聞きしているわけですね。

水道の場合には、利益処分する場合は、条例化によって、こういうふうにしますということをはっきりうたいました。一般会計の中には、ちょっとそれはないような気がするので、黒字が出たのは私は承知しているけれども、それは本来ならば認定が終わった後にするのが本当じゃないの、何で認定の業務の前に、会社でいえば利益処分ですよ。そういうことをするのということなんです。だから、認定業務ということについて、まず教えてくださいということなんですね。

○議長（松尾勝利君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

私のほうから、私の記憶に従ってお話をしたいと思います。

たしか地方自治法の規定では、議会の認定のための書類を出すということになっておりますね。しかし、認定しなかったらどうか、認定されたらどうかという規定は私はなかったような記憶があります。ということは、地方自治法の解釈として、これは鹿島だけじゃなくて、全国こういう手続になっているんですよ。一定の閉鎖してから何カ月以内に決算書類をつくりなさいと、議会の認定のために出しなさいと。その制限の規定どおりに、今、手続を踏んでいると思います。

それで、認定されなかった場合はどうなるか。法律論だけで言えば、効力には関係ないと、つまり無効になるわけではないということにたしか解釈上はなっていると思います。問題は、それを議会と執行部の関係で、法律論以外の分野でどういう責任をとるか、あるいはどういう扱いにするかということではなかったかと思います。条文をちょっと、条数は覚えていませんが、たしか第243条だったか、ちょっと条文の数字は失礼して、規定は私が記憶していたとおりだったと思います。

○議長（松尾勝利君）

13番中西裕司議員。

○13番（中西裕司君）

ですから、まさに認定というのが、今、市長言われたような、いわゆる法律効果しかないということで、だから、あとは認定されない場合は、法律的な責任じゃなくて道義的な責任ぐらいが残るのかなというふうに思うわけですね。じゃあ、だからといって議会がそれを粗雑に扱うということはないわけですね。やはり決算については、本当に使用目的に応じてしてあるかどうか、あるいは将来における結びつきの中で達成度はどれくらいあるのかというようなことは、きちんと議会としてはチェックをさせていただきますということはありません。でも、これをそうだからといって、ないがしろにするようなことではないだろうと思うわけですね。だから、皆さんそれぞれ議会も執行部もしているわけですね。だから、市民の方もそういう意味では決算委員会というものについては関心が高いと思います。

それで、法律からいえば、だからわかりましたね。もうないという、同義的な責任だけがあるかなというところですね。それで、具体的にさっき言った調整、法律的にはこれは何も効力がないということだから、僕が指摘しても余り今度は意味がないことになっちゃうんだけれども、普通の、市長がさっき言われたように、審議規則にのっとってどうなのという、そういう取り扱いをしたのはどうなのということで、理由をお聞かせいただきたい。

○議長（松尾勝利君）

藤田総務部長。

○総務部長（藤田洋一郎君）

中西議員、御質問の件は、決算認定を本会議、今現在、上程をさせていただいて、11月の決算委員会の中で深く審査をしていただくという状況の中で、今回、9月の補正予算で、繰越金として25年度の決算額を計上させていただいております。その2分の1につきましては、財政調整基金のほうに2分の1を積み立てるという予算をお願いし、これは可決をいただいております。このことについての御質問だろうと思いますけれども、基本的には5月末日の出納閉鎖をもって繰越金が確定をいたします。その決算剰余金の処分につきましては、先ほどのように、地方財政法第7条の規定によりまして、2分の1を下らない額を財政調整基金へ積み立てるか、地方債の繰り上げ償還を行うことということで、私どもいたしましては、財政調整基金のほうに予算として計上させていただいて可決いただいたということでございます。

この繰越金の計上時期の問題で、議員のほうからの質問、質疑だろうと思いますけれども、当初予算が繰越金をいつ上げるかということでございますけれども、これにつきましては、各団体、当初予算で見込み額として上げていらっしゃる団体も県内でもございます。見込み額といいましても、1億円とか、そういった形で計上されている団体もございます。私ども

といたしましては、当初予算では1千円ということで費目存置という形で計上をさせていただいて、そして9月の予算審議のときに9月の決算のほうが締まりますので、その時点で繰越金が確定した額で2分の1の財政調整基金の積み立ての予算を9月の補正予算でお願いをしている。9月の補正のあとの2分の1につきましては、一般財源がございますので、この分については、今年度の補正予算の貴重な財源として使わせていただくという形の中で、今までもずっとこういう形でお願いをしているということで、今回も9月の当初予算で計上させていただいたと、そういうことでございます。

○議長（松尾勝利君）

13番中西裕司議員。

○13番（中西裕司君）

ですから、9月補正でお願いしましたよ。だから、認定とかなんかとの関係で、ちょっと説明をしてくれないといけないわけね。だから、市長が言ったように、いや、これは議会と執行部の信義則の問題ですということであれば、ああ、そういうものかなということでもいいんだけど、議会が認定も何もまだ審議もしないうちに、もう既に上げちゃうというようなことが果たしていいのかなという感じがあるわけ。だから、金が足りないから先に入れちゃいましたというような、使い道がもうありますから、予定していましたから入れましたと、少し金が不足しましたというようなことであれば、そういう理屈もあるかもしれんけれどもということなんですね。

ま、いいですよ、今後ですね。だから、僕は改めてそういう事実がちょっとわかったものだから、議会の決算についての認定という行為がどういうものですかということを改めてここで問題にしました。

では、次に行きます。従来、今度、水頭議員の質問の中にも、いわゆる市長は、やはりどのようにして金を稼ぐかとはおっしゃいませんでしたけれども、2つの方法があって、どげんして生かしていくかというお話をされました。僕も一般質問の中では、やはり鹿島市民が全員一致となって営業マンとなろうよと。汚くいえば金を稼ぐということになりますが、収入のほうでは、いろんな方面に声をかけて、ふるさと納税を含めて、ふるさとの寄附を含めて、そういうふうなものとしましょう、あるいは、たばこの税金については、市内で品物を買うことによって、地方税としてふやしていきましょうねというようなことを、あるいはなるべく全国チェーンのコンビニでは商品を買わないで、やっぱり地元の商店を利用して、本屋さんに行くとか、そういうことをしたほうが地方消費税も当然入りやすいよと。実績が出てくるわけですから、入りやすいよというふうなお話をしている。

こういうふうなことが、まだまだ市民の方には、自分の利便性だけを考えて、消費をされているということもありますので、やはり行政としては、収入の道を広げる、あるいは量をふやすということの努力をやはりもっともっとせざるを得ないだろうと思いますね。

うちのたばこ消費税が多いのは、誰か御存じですか。うちの企業に本社があって、その方は自動販売機を市外にいっぱい自分からみずから営業をして、そしてしょんさつですよ。その実績が本社になる鹿島のほうにたばこの消費税として入ってくるということになります。

熱海の市役所なんか、非常に困ったのは、一つの自動販売機のあるたばこ販売機が熱海市内にあって、その方が全国で展開していて、何十億円という税金を納めると。その方が自動販売機を一つほかのまちにやることによって、全然違って来るわけですね。そういうものもありますので、うちの場合は、たばこ消費税のお金、みんなたばこ飲みよつとじゃなかかい、鹿島市民はということではない。確かに市民の方も市内でたばこを買うという習慣については、皆さん御存じだと思いますが、そのようなことで、うちの市税の収入については大きな役割をしているということが実態なんですね。皆さんで営業マンとなってしようという収入はいい。

支出については、やはりこれは市内で金が回るようにしましょうねということもこの前も言った。何の場面で言ったかということ、市の発注する建設工事について、まず私は一般質問の中で指摘をした。市内に本社のある企業を優先して、今後の大型工事についても対応をしていくという答弁をいただいています。建設工事については、私もいわゆる建設業の特殊性もありますので、そういう意味では非常に日ごろからお願いをしておるわけですね。ランクづけが非常に行政にとって大変なんですよ。2年に1回の審査は大変なんですよ。だから、そのためには市内の企業に対して、仕事を出していただかないと、2年後のランクが落ちて、外から仕事をしてこようと思ってもできなくなりますよというふうなことを言っておるわけですね。それは皆さん承知していただいていると思います。

市税の歳出の場合に物品の納入という――その前にコンサルタントがありますね、設計業務があります。設計業務のあり方で、どのような発注のされ方を今していますか。僕の知っているところによると、地元の方も設計事務所がJVを組んでもらって仕事をしたと、あるいは該当がないとか、非常に厳しい状況があると思いますが、実際上はどのように今なっていますか。

○議長（松尾勝利君）

土井企画財政課長。

○企画財政課長（土井正昭君）

お答えをいたします。

コンサルの業者さんの実務的な指名の方法というお尋ねでありますので、お答えをいたします。

まず、当然のことながら、鹿島市でその業務を行いたいということで、指名願の提出がございます。この指名願の提出様式に業態調書というのが出されることになっております。これによって規模及び登録の状況を確認いたしております。

規模部門で登録まで行ってあるのか、それとも登録もあり、記載がある場合は、コンサル登録の証明というのを添付していただくことになっておりますので、それによって確認をいたしております。そういった中で、実際、こちらの設計をしてお願いをする業種によって、その指名願登録の中から業務の内容によって業者を選定いたします。これは建設関係のコンサルにつきましても、建設業と同じように地元優先ということで選定基準を置いておりますので、そういったまず本店業者から優先的に指名をしているような状況にあります。

**○議長（松尾勝利君）**

13番中西裕司議員。

**○13番（中西裕司君）**

これから設計なんか、大型工事についても、今、設計が出たりなんかいろいろしているけれども、やはりその段階から準備しなきゃいけないと思うんですよね。例えば、JVをするとか、とにかく商売人というのは、なかなかごときとてからしか準備をしませんから、なかなか事前事前にはできないかもしれんけれども、やっぱり技術者の養成というのは、なかなか一企業にとっては大変なんです。今までは不景気といいますか、公共工事についてはないわけですから、今までは余り少なかった。これからが今出ているだけで、全国レベルで出ているだけで、鹿島市が出ているかどうかは別として、そういうことがあります。だから、その技術者の養成も含めて、やっぱりコンサルの養成も含めて、やはり行政は何らかの形で手助けをしなきゃいかんだろうと。手助けをするのが仕事を出してあげることが一番いいんです。それがまず一番大事だろうと、そういう姿勢を示してもらおうということが大事だと思います。

そういう中で、先ほど課長が言われたけれども、やはり25年については、いわゆる不適切な手続があって、さっきのことを含めて審査していくと、私が調査していくと、いろいろ支障が出てきているところがあったと。これは副市長が不適切な手続と言われているから、それはそれで僕は不適切な手続なんだと。逆に私は法令違反があるよというふうなことを指摘したりしております。そういうのをきちっとした精査をしていかなきゃいけないだろうと思うんです。だから、僕まだ精査が不十分だと思うんです。あるいは指名をしたり入札をしたり、そのときに出す書類も質問書もない、積算内訳書もないような、そういう状況で今やっているものがある。それに対する是正もしっかりしたものが見えてこないというのがありますね。

特に建設コンサルタント以外の、いわゆる不動産鑑定士なんかも含めて、特にそういうチェックができていない。委任状があるからと言って仕事ができるように物事を言うけれども、本社と支店があった場合には、やはり本社が資格があっても、支店に資格がなければ、契約行為はできない。これが一般論ですよ。私が医者で、医者でない人に委任状があるからといって医療業務ができるとは私は理解をしません。だから、そういうふうに担当は私に言われ



たと思っております。委任状があるもんねというふうなことで、だからできるんだという話をされたが、そういうものに対するチェックがいまだに足りないというふうに思っております。

だから、その後、不適切な手続の後の仕事がどんどん今、完成間近になってきているわけですが、不適切な手続の後、要するに内部で25年度の範囲で、どういう形で是正してきたのか、実務上含めてですね。それはありますか。

**○議長（松尾勝利君）**

土井企画財政課長。

**○企画財政課長（土井正昭君）**

お答えをいたします。

これは住民監査請求がありまして、これについて監査委員会から私ども企画財政課のほうに要望事項がっております。これは次の3点について要望がっております。

1点目が先ほど中西議員がおっしゃいましたように、法律等に従って厳正に事務処理を行うこと。それから、2点目が積算内訳書について内部規定を整備すること。それから、発注者の意図が明確に伝わる仕様書を作成すること。以上の3点が指摘があったことであります。

まず、法律等に従って厳正に事務処理をすること、これにつきましては、不動産鑑定、測量、地質調査業務ですね、こういったことへの法令解釈の確認を改めて国土交通省、佐賀県に確認をいたしたところであります。それから、同じように佐賀県及び県内他市の状況を調査し、鹿島市の登録状況を再度確認をいたしました。そういった中で、この法律等に従って厳選に事務処理を行うということで確認をいたしまして、規定や競争入札に参加する者、指名する場合の選定要綱などを改正し、庁内への周知を図るということにしております。

それから、2点目の積算内訳についての法令解釈をいたしまして、これにつきましては、積算内訳書は建設工事関連業務については、全て改修をするということで改正をいたしました。

それから、もう1点が、仕様書がわかりにくいということで、これにつきましては、受注者が共通認識をできる仕様書の作成を心がける、私どもが発注者として心がけることでありますので、その共通認識できる仕様書を心がける旨を各課に依頼をしたところであります。

以上です。

**○議長（松尾勝利君）**

13番中西裕司議員。

**○13番（中西裕司君）**

具体的に言えば、これ以上のことは、どうせお互いに言わないほうがいいだろうと。というのは、今、市民のほうから行政訴訟の物件がございますので、余り具体的にさわらないほ

うがいいのかもしれませんが。ただ、監査のほうから御指摘があったように、やっぱりそれは僕は標準的なものだと思うんですよ。あるいは平準的なものだと思いますので、これはぜひ今、課長言われたように是正をしていくと。より行政の仕事がオープンになるような形にぜひしていくのが、私はこれからの地方自治の本当の基本的なあり方だと思いますね。うちは自治の基本条例を持っていないから、そういうことをフォローする中でしていかなるを得ないだろうと。せざるを得んと、してくださいと、いや、しなきゃいかんということを私は感じます。それが基本だろうと思うんですね。

余りに今度はそれをチェックし始めると、いろんな業者の方でそれがはねられたりなんかしていく。そしたら、はねられたほうはいろいろ文句を言うてくる。たかが500千円の入札の結果、私たちまで被害をこうむっているようなことを言うてくる。そういうのが出てくる。でも、それはそれできちっとした形で、法の遵守というのが基本ですから、それはそれでやってほしいと思いますね。私に文句を言うてくるものじゃない。行政に相談に行けというのが私の意見でございますけど、そういうこともあり得たと。事実としてあるということですね。

だから、私はあえて今回、特に不動産鑑定士の問題については、その後どうなったか調べてみたら、また11月ぐらいに年間委任状の内容が変わっていて、それをどうしたかと。相変わらず本社が登録で、支店には登録がないということですね。それを認めたような形になっているのかな、よくわからない。でも支店に登録をすれば、当然、大臣の登録を得なきゃいけないので、大臣の登録をいまだにしていないということであれば、恐らく佐賀支店については、仕事を捨てたと私は解釈をしております。このことはいいですよ。恐らく行政訴訟の中できちっと明らかになってくるものと私は思います。これについてはコメントは要りません。

もう1つ、物品納入、物品購入ということがありますよね。いわゆる日常的に役所で使っているものがあります。消耗品に近いものがいっぱいありますよね。あるいはイベントなんかでよくお茶を出しますね。そうすると、どこからか物品納入で鹿島市にお願いしてある業者の方が手配をして出すだろうけれども、実はこの前、浜川の期成会をしました。事務の担当の方をお願いしました。そのときの飲み物はJ A ビバレッジか嬉野かどこかでお茶を出しているペットボトルがあるはずだと。おいしいお茶じゃなくてということを僕はあえて担当の方をお願いをしました。（「お〜いお茶」と呼ぶ者あり）お〜いお茶ってありますよね、よそのメーカーのやつが。だから、それじゃなくて、県内で、あるいは近隣でしているお茶を手配してください。消防団のときもあります。一番最初の年頭の初めにあるやつですね。これも総務課のほうに何回となくお願いをしましたが、今はどうなっているか、ちょっと私も記憶はありませんが、多分、遠方になっているだろうと思います。

そういう一つの気遣いですよ、気遣いがやはり地産地消というような題目を言う前に、実

際気がついて、そういうふうにしてくれよというのが、要するに産業が発展する一つのきっかけですよ。そういうことを僕は言っているわけですね。納入業者についても、いろんな事務用品からあります。今回、ピオ関連については、金額はわからないけれども、80,000千円ぐらい、相当のいわゆる事務関係の納入になっている。物品納入については、どのような形で今、選定をされていますか。

○議長（松尾勝利君）

土井企画財政課長。

○企画財政課長（土井正昭君）

物品等の購入事務処理ということでお答えをいたします。

物品などを購入する場ですけれども、これも事務処理要領というのを定めておりまして、この中で物品購入や印刷業務ですね、こういったものについては、そういったものの透明性の確保並びに事務の的確な処理及び効率化を図ることを目的として、処理要領を定めております。それで、金額によって、消耗品などであれば500千円以上は競争入札にかける、印刷製本であれば1,300千円を超えれば競争入札にかける。それから、備品も800千円を超えるようであれば競争入札にかけるという形になっております。そういったものについては、競争入札にかけます場合は、手続としては建設工事とか、そういったものと似たような、同じような手続を踏んでおります。

○議長（松尾勝利君）

13番中西裕司議員。

○13番（中西裕司君）

私の質問の趣旨は、収入については、いろんな形で、皆さん営業マンとしてやりましょう。支出については、市内の業者を中心にして、いわゆる企業育成というのはお題目じゃなくて、やっぱり本当に何が手だてにできているかということのを改めて皆さんで考えてみたいということで、25年度の決算についての機会を得て私の持論を申しました。とにかくみんなでやろいさいと、頑張ろいさいという気構えは、こういう収入、支出の中にはっきりあらわれてまいりますので、その手だてを皆さんで考えていただきたいとお願いして終わります。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

ただいま審議をされております件ですが、私は今度の予算の執行事業のあり方について、まず、本当に先ほどの審議のときも言いましたが、総合計画に載っていないようなものとか、それから、本当にどこでどうなっているかわからないような状況の中で、市民の人たちが不安を持つような、そういうことが多々あり過ぎたんじゃないかなと思いつつ見えています。それについては、また後、詳しく聞きますけれども、1つずつお尋ねをしていきたいと思

ます。

まず、今、非常に皆さんの関心を呼んでいるのが、海道するべですね。きょう、この説明書の中にも、そのことが載っておりますけれども、84ページにいろいろ詳しく載っていますが、具体的にどれがどうなのかというのは私には理解できません。事業の中途での説明もあったことはあったと思いますが、きょうここでお答えいただかなくていいわけですが、今度の審議までに、この建築、建物の部分だとか、それから前の駐車場の分だとか、それぞれこれに関連することで、どれだけの財源が要って、どのようになったかというのを具体的に資料として出していただけないでしょうか。これでは、ちょっと私には十分理解できません。

それと、その前には活性化施設に入れたいろんな備品もありますが、この25年度で活性化施設に使った財源、何がどれだけ、備品は備品。それから、さっき言ったように、建物は建物にどれだけだとか、きょう問題になりました水路の問題もありましたが、そういうこれに関する全ての分を資料として出していただきたいと思いますが、いいでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

中村農林水産課長。

○農林水産課長（中村信昭君）

活性化施設の県営事業の建設工事及び市単独で造成工事等行っておりますけれども、その辺の詳細資料について、委員会までに提出したいと思います。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

それと、これに関連してもう1点ですが、どうしても私が見つけ出し切れませんでした。25年度じゃなかったのかなと思いますが、あそこの土地の購入はどの時点であったんでしょうかね。25年度じゃなかったらあれですが、どういう形で購入がされているのか。

○議長（松尾勝利君）

中村農林水産課長。

○農林水産課長（中村信昭君）

今、造成を行っております土地につきましては、平成23年度に買収をしております。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

じゃ、その活性化施設については、委員会の折、また質問させていただきたいと思います。戻りまして、76ページ、ここにミカンの花のことが書かれておりますが、ミカンの花を取り組まれてきたことで、何度も私はいろいろ意見を言いましたが、これでは延命可能となる

有効な結果が出たと。結果が出ましたから、これをどのようにするのか。結果は出ても、出ただけでは何もならないと思いますから、どういうふうに今されているのか、していくのか、お尋ねします。

○議長（松尾勝利君）

松尾議員に申し上げます。審議の内容については、委員会のほうでお願いしたいと思いません。

○14番（松尾征子君）

それを詳しく出してください、そのときで結構です。いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

それから、一番やっぱり重点的に取り組まれたのは、イノベーション事業、ピオの問題ですね。この件については、これもここに大体出ていますが、25年度で全てどれだけのお金が、どういう形で要ったのか。これも一覧表で出していきたいと思いますが、いいでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

有森都市建設課長。

○都市建設課長（有森滋樹君）

お答えします。

一覧表で整理して提出させていただきます。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

いろいろありますが、ここで答弁を聞くようなのが多いので、後に流すということにします。

最後に1点だけ。いつも私が申し上げております同和事業の関連で、資料の提出をお願いしたいと思いますが、同和団体補助その他負担金については、見直しをとということで意見をずっとっております。これまでの審議の過程でも、副市長を先頭にして、全県的に取り組んできているというようなお話もなされてきたわけですが、今年度のこの決算の中で、どのように変わっていったのかというのを私は知りたいし、今後どうなるかということで意見を申し上げたいと思いますので、今までと同じように負担金、分担金、それから同和団体に対する支出の状況を詳しく出していきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（松尾勝利君）

打上人権・同和対策課長。

○人権・同和対策課長（打上俊雄君）

今までの様式に従って整理をして提出をいたします。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

最後にします。これもここでと思いましたが、公共下水道の問題ですが、私、前も申し上げたと思いますが、公共下水道が始まってから、ずっと今、事業が済んでおりますが、全体的に全部が終らないと、公共下水道としての役割を果たさないと私は思います。自分の近所を見てみましてもそうですが、特に借家などが多いところは、それがなかなか十分にならないというのがありますので、ここでお答えをいただくのは無理でしたら、図面上に中心部だけでもいいです。どれくらい公共下水道の進行があっているのか、図面上で示されますか。色別してもできると思いますがね。そして、それを見て、あとの質問は委員会の中で行いたいと思いますが、いかがですか。

○議長（松尾勝利君）

栗林環境下水道課長。

○環境下水道課長（栗林雅彦君）

お答えいたします。

下水道の進捗率につきましては、主要施策の成果表の中の143ページの下のほうに載っているわけでございますけれども、これを図面にしてお出しくささいということですね。わかりました。その分につきましては、それをお出ししたいと思います。

それと、全部済むというのは、473ヘクタールに今回縮小いたしますが、その部分ということよろしゅうございますでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

できたら中心部だけでも結構です。全市ということは大変だと思いますので、最初取り組んでいった分だけでも結構ですので、ぜひお願いしたいと思います。

それで終わります。今言った分について、詳しく資料を提出していただくことをお願いして終わりにしたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。15番松本末治議員。

○15番（松本末治君）

財政当局へお尋ねをいたします。主要施策の成果説明書の7ページ、これで行きますと、平成25年度大きく引っ込んだのが、6番、農林水産業費で、21.9%も引っ込んでいるわけですが、これは当初予算は当たり前、130億円でしてありますから、前年対比で比較しますと、これだけ産業振興、第五次総合計画では産業振興が一番に上がっておるわけですね。

ど、振興しよらんとかないかなというふうにもとれるわけですけど、民生費が逆に288,000千円ふえた。いろいろ予防関係もかなり取り組まにやいかんという議員のほうからの意見もあっておりますけれど、なかなかこの民生費というのは膨らむ一方だろうとは思いますが、ただ、きょうの質問等でもあっておりました。産業部長の今から先の抱負ということで、財政当局へ大きく予算請求をしていきますというようなこともあっておりましたから、この25年度の計画がこのままで比率として、構成比としてはこれが目安ですよということじゃなくて、いや、もうちょっとこれぐらいの2億円か3億円ぐらいの上乗せ増減は26年度予算でもあるとですよとかですね、そういうふうな気持ちでお伺いしとってよかとかないかなというような思いがありましたから、今後、後継者育成、またいろんな産業戦略作目での対応というようなことも先ほどもあっております。過剰投資をしとってやなろうかなというようなことがあっておりますから、ぜひ予算化して産業振興をやってもらうためにも、お願いをしたいわけですけど、寺山参事もこれが限度いっぱいですよということでしょうか。

**○議長（松尾勝利君）**

寺山企画財政課参事。

**○企画財政課参事（寺山靖久君）**

お答えします。

農林水産業費が対前年度比で220,000千円ぐらいの減というふうな大幅な減となっておりますが、これは主に赤潮対策事業という形で、24年度中、単発の事業があったと。その事業が247,000千円ぐらいの事業がっておりますので、大きな減の項目がそんなものでございます。あと中山間地域総合整備事業も37,000千円とか、基幹水利施設ストックマネジメント事業などの減もあって大きな減となっております。基本的に大きく増減いたしますのは、ハード事業のある、なしが大きく影響しますので、基本的にはソフト事業につきましては、できる限りという形で申し上げ切れませんが、産業発展のためになればということで、頭の隅には置いておきます。

以上でございます。

**○議長（松尾勝利君）**

15番松本末治議員。

**○15番（松本末治君）**

ありがとうございますじゃなかですね、今のとは。頭の隅にということで、ちょっと質問しないでよかったですけれど、再度ですね。というのは、やはり会計管理者のほうから内容等については説明を聞いておりましたから、わかっておったつもりで質問しておるわけですから、また、先般の一般質問の中でも、まだ荒廃地対策というか、荒廃になりつつあるような圃場があります。それは37億円ぐらいだったかな、中島参事の試算ではですね。そういう事業が待ち構えておりますよというふうなことも頭の隅に置いていただきたいというこ

とで、産業部長の応援をしておきたいと思います。これで終わります。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

質疑はこの程度にとどめ、お諮りいたします。ただいま審議中の議案第46号から議案第51号までの決算認定関係6議案につきましては、委員会条例第6条の規定により、13名の委員をもって構成する決算審査特別委員会に一括付託の上、閉会中の継続審査としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

御異議ないものと認めます。よって、議案第46号から議案第51号までの6議案については、13名の委員をもって構成する決算審査特別委員会に一括付託の上、閉会中の継続審査とすることに決しました。

お諮りいたします。ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、中村和典議員、中村一堯議員、稲富雅和議員、勝屋弘貞議員、竹下勇議員、角田一美議員、伊東茂議員、光武学議員、福井正議員、水頭喜弘議員、橋爪敏議員、中西裕司議員、松尾征子議員、以上13名を指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

御異議ないものと認めます。よって、ただいま指名をいたしました13名を決算審査特別委員会の委員に選任することに決しました。

ここで決算審査特別委員会を開催し、正副委員長の互選を行いますので、暫時休憩します。委員の方は全員協議会室にお入りください。

午後3時44分 休憩

午後3時56分 再開

○議長（松尾勝利君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に開催をされました決算審査特別委員会の正副委員長の互選の結果を報告いたします。

委員長に橋爪敏議員、副委員長に福井正議員、以上のとおり決定いたしました。

日程第8 請願第3号



○議長（松尾勝利君）

次に、日程第8、請願第3号「手話言語法制定を求める意見書の採択に関する請願」の審議に入ります。

去る9月12日の本会議において、文教厚生産業委員会に付託されました請願第3号「手話言語法制定を求める意見書の採択に関する請願」について、文教厚生産業委員会の審査結果は、お手元に配付いたしております委員会審査報告書写しのとおりであります。

---

平成26年9月18日

鹿島市議会

議長 松尾勝利様

文教厚生産業委員会

委員長 福井 正

文教厚生産業委員会審査報告書

平成26年9月12日の本会議において付託されました請願第3号「手話言語法制定を求める意見書の採択に関する請願」については、9月18日に委員会を開き、審査の結果、採択すべきものと決しました。

以上、会議規則第130条第1項の規定により報告します。

---

委員長の審査経過及び結果の報告を求めます。文教厚生産業委員長福井正議員。

○文教厚生産業委員長（福井 正君）

文教厚生産業委員会の委員長報告をいたします。

去る9月12日の本会議において、文教厚生産業委員会に付託されました請願第3号「手話言語法制定を求める意見書の採択に関する請願」につきまして、当委員会を9月18日に開催し、紹介議員及び提出者の出席を求め、提出者の説明後、質疑応答をいたしました。

その質疑の概要について御報告をいたします。

質問 近所に手話をされる方がいるが、県内に聾啞者が何人いて手話を何人使われるのか。

答弁 聴覚障害は3種類ある。①生まれつきの聾啞者、②ストレス等からなる中途失聴者、③年齢からくる加齢性難聴者で、県内の手帳保持者は3,600人。聾啞者の1・2級で1,000人ぐらい。聾啞者は学校で今は手話を習っているののでできるが、中途失聴者と加齢性難聴者はなかなか覚えられない人が多い。

同じく質問です。

質問 手話をできる人は何人ぐらい。

答弁 認可を受けた手話通訳士は県内で4人。センターに1から2名。あとは手話通訳奉仕員が66名。毎年20名ぐらい養成をしている。要約筆記者は30名弱。

質問 協会の県内の支部数と手話通訳者は。

答弁 登録をされている手話通訳奉仕員が66名。それ以外にもボランティアの方や手話サークルの方がいる。

同じく答弁。

答弁 県内の支部数は4つ。佐賀市、唐津市、伊万里市、西部。鹿島市で聴覚障害者が89名。言語障害者が13名の計102名。内訳は1級が5人、2級が27人、3級が12人、4級が22人、5級が1人、6級が35人。また、今年も杵藤地区の手話研修を6名が受講をされた。手話はもっと浸透すべきと思う。雇用の場でも必要になりふえてきたと思う。

質問 現状は聾学校でしっかり手話を教えられているのか。

答弁 まだ講話のほうが多い。教育方針が定まっていない。手話と講話と合わせての教育が必要となる。

質問 現在は手話を学校で教えていらっしゃる方は何人いるのか。

答弁 以前はゆとりの時間で教えていたが、最近は少なくなった。神崎市は手話サークルの人が教えている。あと佐賀市で幾らかやっているが、モデル校が重点的。発達障害の人は普通の学校と一緒に通っているが、聾啞者は佐賀の聾学校に行くので知らない人が多い。

質問 子供のころから覚えることが必要と思うが、今後の活動計画はあるか。

答弁 学校は別として、我々としてはボランティア講座を開催している。平成28年4月から差別解消法が施行されると機運が強まると思う。ことしの8月にサガン鳥栖の試合で佐賀県民デーもあり、手話で応援しましょうという催し物をやった。まだまだマイナーなのでPRする必要がある。

質問 聾啞者が仕事につける現実はどうか。

答弁 少ないのが現状。県下で約50社雇用している。近隣では佐賀シール工業で四、五名。今度も企業を呼んで説明をする予定。

質問 人工内耳は危険な面もあるが、就職などを考えた場合、人工内耳にも力を入れているのか。

答弁 長崎大学と九州大学がやっている。今はかなりレベルが上がっている。程度の問題もあるが、そちらを勧められている。人工内耳の講演会を今度サポートセンターで実施予定。さまざまな考え方があり。人工内耳をしてよい面、悪い面がある。手術が必要のため問題がなければよいと思う。

質問 健常者とわからないように話をされている人もいる。普及しなくなるというのは考えられないか。

答弁 レベルが上がってきたので、リスクがあるが見きわめをすればよいと思う。

質問 県の聾学校では人工内耳の普及はどうか。

答弁 直接まだ話はしたことがないが、筑波技術大学の先生を一度佐賀に呼んで話をしたがレベルは上がっているとのこと。聾学校には話をしたい。

質問 広げるという意味で、手話と一緒にやっていただきたい。

答弁 中途失聴者と加齢難聴者の人たちをどうするかになると思う。手話言語法と別に障害の幅を広げた情報コミュニケーション法のたたき台ができています。全国の聾啞者団体や中途失聴者団体など5団体と一緒に話されている。

などの質疑終了後、請願第3号 手話言語法制定を求める意見書の採択に関する請願について、討論、採決の結果、起立全員で請願第3号は採択することに決しました。

以上、報告を終わります。

**○議長（松尾勝利君）**

ただいまの委員長報告に対し、質疑に入ります。13番中西裕司議員。

**○13番（中西裕司君）**

委員長報告について質問をいたしたいと思えます。

先ほどの質疑あるいは答弁の中で、国に対して手話言語法の制定をお願いするということでしたが、地方自治体において現在、そういうのがあるかということでは思っていました。今先ほど、そういう質問もなかったというふうなことでございます。

実は、これは嬉野市の谷口市長からメールをいただきました。嬉野市のほうでは、嬉野市中心の架け橋手話言語条例というものをつくっておられます。これは7月1日から施行ですから6月議会に諮られたというふうなことでございます。その目的とか基本理念、市の責務、市民の役割、あるいは施策の策定及び推進、あるいは財政的な措置をするというふうなことで、これは嬉野市が取り組んでおられます人というものに対してですね、関連した条例のようであります。

この条例があるというふうなことを含めて、今回、全国の高校の手話のパフォーマンスの全国大会があります。そちらのほうで鳥取県に行かれるということなんですが、嬉野高校の福祉コースの16名の皆さんが参加をするということではございます。嬉野市は人に優しいまちづくりに取り組んでおられますので、そのようなことで御紹介をしたいと思います。委員長に対しては、国もそうだけれども——あ、質問がないから結局何もないわけですね。質問がありましたでしょうか。

**○議長（松尾勝利君）**

文教厚生産業委員長福井正議員。

**○文教厚生産業委員長（福井 正君）**

お答えいたします。

そのような質問は一切ございませんでした。

○議長（松尾勝利君）

13番中西裕司議員。

○13番（中西裕司君）

質問がなかったということについては非常に残念には思いますが、今後、いわゆる自治体においても、鹿島市においても、そういう条例制定の問題について、これは委員長にお願いをするわけでございますけれども、主将としてお願いをするわけでございますが、早急な調査研究をしていただいて、議員提案でもよろしいかと思しますので、委員長にまとめをしていただいて、改めて委員会からこういう形での提言をしていただければ幸いと思います。

以上で終わります。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。請願第3号 手話言語法制定を求める意見書の採択に関する請願について、委員長の報告は採択であります。請願第3号は委員長報告のとおり採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立全員であります。よって、請願第3号は採択とすることに決しました。

#### 日程第9 請願第4号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第9. 請願第4号 「集団的自衛権行使容認の閣議決定に抗議し、その撤回を求める意見書」の採択に関する請願の審議に入ります。

去る9月12日の本会議において総務建設環境委員会に付託をされました請願第4号 「集団的自衛権行使容認の閣議決定に抗議し、その撤回を求める意見書」の採択に関する請願について、総務建設環境委員会の審査結果は、お手元に配付いたしております委員会審査報告書写しのとおりであります。

---

平成26年9月18日

鹿島市議会

議長 松尾勝利様

総務建設環境委員会

委員長 伊東 茂

総務建設環境委員会審査報告書

平成26年9月12日の本会議において付託されました請願第4号「集団的自衛権行使容認の閣議決定に抗議し、その撤回を求める意見書」の採択に関する請願について、9月18日に委員会を開き審査の結果、不採択とすべきものと決しました。

以上、会議規則第130条第1項の規定により報告します。

---

委員長の審査経過及び結果の報告を求めます。総務建設環境委員長伊東茂議員。

○総務建設環境委員長（伊東 茂君）

それでは、委員長報告をいたします。

去る9月12日の本会議において総務建設環境委員会に付託されました請願第4号「集団的自衛権行使容認の閣議決定に抗議し、その撤回を求める意見書」の採択に関する請願につきまして、紹介議員及び提出者の出席を求め、委員会を9月18日に開催し、審査を行いました。その概要について報告をいたします。

まず、紹介議員、請願者の趣旨説明を受け、議員からの質疑に入りました。

質疑 憲法9条の堅持が一番大事である。集団的自衛権は国際法上認められている。今は個別的自衛権が認められており、憲法では戦争放棄、戦力不保持、幸福追求権がうたわれている。今回の閣議決定は自衛措置であり無制限ではない。急迫な事態、やむを得ない事態の3要件がある。外国に戦争に行ってはいけない。この点を紹介議員、請願者に申し上げておきたい。

ということがあり、それに対する答弁はありませんでした。

この後、委員により審査に入り、委員からの各意見を求めました。

委員1 請願者は外国に戦争に行くと言ったが、それは認められていない。敵国に攻めていくとか、同盟国のために行くとかは憲法違反である。来年4月以降に国会審議があり、了承されてからしか行使はできない。3要件の歯どめがあり、その条件のもとにあると理解をしている。

委員2 閣議決定は今の時勢に合っている。世界情勢や他国からの侵略のこともあり、個別的自衛権だけでは守れない。その状況に対応するためにはやむを得ない。国も勝手にやるわけではない、歯どめもついている。憲法は尊重されるべきものだが、改正が必要なときもある。国会の承認とかもあり、国もむちゃくちゃなことではできないようになっている。

委員 3 集団的自衛権行使には憲法改正の必要がある。現憲法内での範囲内での最大解釈である。抑止力のための閣議決定である。

委員 4 国防に興味は薄かったが、近年は中国や北朝鮮情勢が危なくなっている。憲法は地方行政とは直接関係がないという意識のせいかもしれないが、活発な議論が行われていない。閣議決定に賛成である。世界状況は変化をしている。3要件を満たした場合のみの集団的自衛権の行使である。内閣は外国の戦争に巻き込まれることはないとしている。必要最小限の国際法上認められている集団的自衛権である。戦争への加担ではない。

委員 5 憲法の解釈を変えてくることから少しずつ先へと行くのだろうと思うが、形になってから法を整備するという、その危険性はある。ただ、防衛はその一面だけでは決められない。日本は、戦争は嫌だと戦争を見て見ぬふりをしてきた。解釈の変更が出てきたことは、憲法を検討する時期は来たということと考える。大いに議論が必要である。

委員 6 世界状況を見ると、抑止力を高めるために憲法改正が必要かと思う。抑止力であり、実質行使にはつながらないと思う。

請願第 4 号 「集団的自衛権行使容認の閣議決定に抗議し、その撤回を求める意見書」の採択に関する請願についての討論、採決の結果、討論なし、起立なしで請願第 4 号は不採択と決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（松尾勝利君）

ただいまの委員長報告に対し、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑終わります。

討論に入ります。14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

ただいまの委員長報告は不採択ですが、私は委員長報告に反対をいたします。

国民多数の反対を押し切り、集団的自衛権行使容認を柱とした解釈憲法の閣議決定を強行した安倍政権、憲法 9 条のもとでは海外の武力行使は許されないというこれまでの政府見解を 180 度転換し、海外で戦争する国へ道を開くという閣議決定をされています。

特に、憲法改定に等しいと言われるこの問題を、与党の密室会議で強行するという許せないものです。閣議決定は自衛隊が活動する地域を後方地域、非戦闘地域に限定するこれまでの枠組みを廃止して、これまで戦闘地域とされていた場所でも支援活動ができるとされています。戦闘地域での活動ということになれば、相手からの攻撃に自衛隊をさらすことになり

ます。そして攻撃をされれば、それに応戦して武力行使をすることになるでしょう。

アフガン戦争のとき、集団的自衛隊を行使して参戦したNATO諸国は大変な犠牲者を出したと言われています。戦後60年間、自衛隊は他国の人を一人も殺さず戦死者も出ませんでした。それは憲法9条が存在して、そのもとで海外での武力行使をしてはならないという憲法上の歯どめがあったからだと言われています。今回の閣議決定は、このような戦後の日本のあり方をひっくり返して、日本を殺し殺される国にしようというものだから、国民の大多数が反対をしています。そして、それは日本国民を守ることはありません。アメリカの戦争のために日本の若者が命を落とすことが考えられるんです。閣議決定が強行されたといっても、自衛隊を動かす、若者の命を奪うことは許せません。今回の閣議決定は、何としても食い止めなくてはいけません。海外で戦争する国づくりを許してはいけません。解釈で憲法を崩すことも許せません。皆さん、これを許すことになれば、皆さんのかわいい子や孫を戦場へ送り出す道を開くことになるんです。皆さん方も御理解をよろしく願いをして私の討論といたします。

**○議長（松尾勝利君）**

ほかに討論ありませんか。11番水頭喜弘議員。

**○11番（水頭喜弘君）**

私は、委員長の報告に対して同意するということで賛成の立場から、不採択ですのでそれに同意するというだけで賛成の立場で討論いたしたいと思います。

近年、安全保障環境が厳しさを増す中で、日本の存立を全うし国民の生命を守るためには、新たな国際環境に対応した総合的な安全保障の取り組みが必要であります。

核兵器や弾道ミサイルといった大量破壊兵器の脅威に直面しているほか、領域をめぐる国家間のトラブルやテロ攻撃など、アジア・太平洋地域には、いつ日本の安全に重大な影響を及ぼすかわからない問題が存立します。武力紛争を未然に回避するための外交努力は当然です。しかし、その一方で国民の命にかかわるような万が一の事態に対応できるように、すき間のないしっかりとした安全保障法制を整備する必要があります。万全の備えをすることで紛争を予防する力、いわゆる抑止力が高まり、日本への攻撃の意図をくじくことができます。

閣議決定の核心は、憲法第9条下で認められる自衛の措置について、新3要件、1、我が国に対する武力攻撃が発生した場合、または我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合に、2、これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないときに、3、必要最小限の実力を行使するという内容であります。

自衛権に関する政府の憲法解釈の基本となっている1972年見解の考え方も変わっておりません。新3要件はこの論理を守り、憲法第9条のもとで認められる自衛の措置の限界を示し

ています。閣議決定には、武力の行使は、我が国を防衛するためのやむを得ない自衛の措置として初めて許容されるとあります。あくまで自衛、自国防衛に限った措置であることを明確にしたものであります。いわば日本への武力攻撃に匹敵するような事態にのみ武力行使が認められており、外国の防衛それ自体を目的とした、いわゆる集団的自衛権の行使は認められていません。

横島内閣法制局長官も、国会答弁で、閣議決定について、他国防衛の権利として関連される、いわゆる集団的自衛権の行使を認めるものではないと明言しています。これは武力の行使は日本を防衛する場合だけに限られ、外国の防衛それ自体を目的とする、いわゆる集団的自衛権の行使は許されないという憲法第9条の規範を何ら変えるものではなく、専守防衛に徹する平和主義に貫かれています。また、新3要件は、憲法第9条のもとで認められる自衛の措置の限界を示したものであり、もし、これ以上変える場合は憲法改正が必要となることを確認しています。

以上のような理由により賛成といたします。

○議長（松尾勝利君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。請願第4号 「集団的自衛権行使容認の閣議決定に抗議し、その撤回を求める意見書」の採択に関する請願について、委員長報告は不採択であります。請願第4号は委員長報告のとおり不採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立多数であります。よって、請願第4号は不採択とすることに決しました。

#### 日程第10 請願第5号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第10. 請願第5号 佐賀空港のオスプレイ基地化に反対する意見書の採択に関する請願の審議に入ります。

去る9月12日の本会議において、総務建設環境委員会に付託をされました請願第5号 佐賀空港のオスプレイ基地化に反対する意見書の採択に関する請願について、総務建設環境委員会の審査結果は、お手元に配付いたしております委員会審査報告書写しのとおりであります。

---

平成26年9月18日



鹿島市議会

議長 松尾勝利様

総務建設環境委員会

委員長 伊東 茂

総務建設環境委員会審査報告書

平成26年9月12日の本会議において付託されました請願第5号 佐賀空港のオスプレイ基地化に反対する意見書の採択に関する請願について、9月18日に委員会を開き審査の結果、不採択とすべきものと決しました。

以上、会議規則第130条第1項の規定により報告します。

---

委員長の審査経過及び結果の報告を求めます。総務建設環境委員長伊東茂議員。

○総務建設環境委員長（伊東 茂君）

委員長の報告をいたします。

去る9月12日の本会議において総務建設環境委員会に付託されました請願第5号 佐賀空港のオスプレイ基地化に反対する意見書の採択に関する請願につきまして、紹介議員及び提出者の出席を求め、委員会を9月18日に開催し、審査を行いました。その概要について御報告いたします。

紹介議員、紹介者の趣旨説明を受け、委員による質疑に入りました。

質疑 戦争はいけない。憲法9条でそううたわれている。配備後の計画が示されていない。

説明責任を求めるべきであり、説明を聞いてから議論をすべきである。

答弁 九州に自衛隊訓練地点が50カ所ある。九州をオスプレイが飛び回ると思う。防衛省の地図に載っていた。

質疑 運営や訓練の情報を開示し説明をしてもらうということである。そこから議論が始まるという意見である。

答弁 議員が言うように県民はまだ実態を知らない。説明の要求は大事であり、意見書に加えていただいてもよい。

この後、委員による審査に入りました。委員からの意見を求め、委員からは、

委員1 これは基地化に反対する請願である。知事も説明を求めている。不安は当然である。自公連携の中ではオスプレイ反対ではない。内容の説明を聞いてからしか議論ができない。

委員2 騒音、安全、沖縄の負担軽減、漁業との関連とあるが、県民への説明がないと判断基準がないと言われている。夜間貨物便の騒音はある。反対の意見書ではなく、国や県に説明の要望書を上げるべきである。

委員3 防衛の問題は国民みんなで取り組むことである。防衛大綱で決まればやむを得な

いと考える。現時点ではオスプレイの騒音、危険だけでは無理である。世界情勢の中での対応が必要になっている。沖縄の基地負担も考える必要がある。受け入れ条件の情報公開が必要である。今の時点では請願内容が確定的のように受け取れる。

委員 4 日本防衛は沖縄に負担させている。訓練内容等が具体的ではない。県内への影響も示されていない。現時点ですぐに軍事基地化にはつながらない。オスプレイの安全性は改善されている。国の計画を見ないと判断ができない。

委員 5 佐賀空港の自衛隊との共用は賛成である。利用が少ない空港の有効利用は、佐賀にとってはよいことである。騒音はあるので、飛行ルートを詰めていくことが大事である。

委員 6 基地化ということ自体は時期尚早である。負担は全国で分かち合うのが基本である。

請願第 5 号 佐賀空港のオスプレイ基地化に反対する意見書の採択に関する請願について、討論、採決の結果、討論なし、起立なしで請願第 5 号は不採択と決しました。

以上が審査の報告ですが、審査後、委員協議会に変え、本件に関し意見を交えました。現時点で私たちが知り得る情報は不足しており、防衛省からの説明も不足していると感じます。県議会において議論中であり、空港周辺自治体、関係団体へも今後詳しい説明が行われると推測をいたします。今後、本市議会、私たち総務建設環境委員会は本件を県土における重要案件と捉え、資料、各種データの収集に努め、調査を行うことを確認いたしました。

以上をつけ加え、委員長報告といたします。

#### ○議長（松尾勝利君）

ただいまの委員長報告に対し質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。14番松尾征子議員。

#### ○14番（松尾征子君）

ただいま委員長報告は不採択ということですが、この委員長報告に反対をしたいと思います。

在日米軍が普天間基地に強行配備した米軍のオスプレイが、本格的に日本全国展開を開催しました。このような中、安倍内閣は、佐賀空港に2019年に17機の自衛隊オスプレイを配備する、さらに目達原自衛隊基地に配備しているヘリ50機を移すことを明らかにしました。

国は、8月25日、古川知事を訪問して自衛隊のオスプレイ配備を公式に要請しました。また、訓練移転を含めた沖縄の負担軽減のためにも活用させてほしいと述べたとされています。アメリカ軍のオスプレイの訓練移転を要請しています。沖縄の負担軽減と言われますが、

沖縄の負担軽減にはなっていないどころか、ますます基地化は強行、強化されていると沖縄の方がおっしゃいました。

オスプレイの全国展開は、安倍内閣が閣議決定した集団的自衛権行使容認と一体のものと言われています。アメリカの海兵隊は沖縄に存在する50カ所の戦術ヘリパッドで訓練を行うこと、全国7つのルートで低空訓練をするということを明らかにしています。

このことでわかるように、ただ単に佐賀空港にオスプレイの配備をするというものではありません。佐賀空港への自衛隊のオスプレイ配備、訓練計画は、佐賀空港をアメリカ軍と自衛隊が戦争するための出撃基地にするというものです。

特に、防衛省は佐賀空港に近接する土地を購入して、ここに自衛隊基地の計画があることも明らかにしています。アメリカのオスプレイと自衛隊のオスプレイ、さらに自衛隊のヘリが移ってくれば、巨大なオスプレイの基地が佐賀空港にできることになります。民間空港である佐賀空港はどうなるのでしょうか。特に佐賀空港のアメリカ軍や自衛隊の利用については、県議会や地元住民がこれまで反対してきた計画ではなかったでしょうか。

オスプレイの配備で最も心配なのが、オスプレイそのものに大きな問題があるということです。開発段階からこれまでも何度も事故を起こして多くの死者を出しております。そして、この事故はただ人的ミスではなく、機体構造に大きな問題があると言われています。小野寺防衛大臣は、オスプレイは10万飛行時間飛んでいるので米軍のヘリの中でも安全だと説明をされていると聞きますが、これまでの数々の事故の実態はわかっていますから、安全だということとは通用しないのではないのでしょうか。

沖縄では、日米合同委員会で合意した安全宣言を完全に無視して、学校や病院、人口密集地の上空を我が物顔で飛び回って、傍若無人の飛行訓練を繰り返しているといえます。沖縄県の調査では、目撃された飛行のうち約60%以上が学校や病院の上空だったと言われています。

佐賀県に配備されるということになれば、当然、鹿島市の上空も飛び、それも低空飛行です。鹿島市民もいつも脅かされることになります。命の危険にさらされることになるのです。さらに、ひどい騒音にも悩まされることになるでしょう。何としてもオスプレイの基地化は許せるものではありません。

このような理由で、私は委員長報告に反対をいたします。

**○議長（松尾勝利君）**

ほかに討論ありませんか。3番稲富雅和議員。

**○3番（稲富雅和君）**

先ほどの総務建設環境委員会の報告、不採択についての賛成で討論をいたしたいと思いません。

佐賀空港のオスプレイ基地化に反対する意見書については、オスプレイの問題点、そして

またメリット、デメリット等々、まだまだ資料不足であります。そしてまた、我が鹿島市にとっても直接話を聞くとか、そういったことをするべきという思いでもあります。騒音にしる、どれだけの危険性がある、どれだけのものなのか非常にわかりづらいところでもあります。今後、我々も勉強をする必要があると思ひ、そしてまた、こういう意見書を出す時期があるかも知れませんが、そういったとき、そういうときでまた意見書は提出すべきだと思っております。現時点では、まだ議論は早過ぎるし、勉強不足、資料不足というところもありますので、今回の意見書不採択には私は賛成という立場で申し上げます。

○議長（松尾勝利君）

ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

討論終わります。

採決します。請願第5号 佐賀空港のオスプレイ基地化に反対する意見書の採択に関する請願について、委員長報告は不採択であります。請願第5号は委員長報告のとおり不採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立多数であります。よって、請願第5号は不採択とすることに決しました。

しばらくお待ちください。

〔資料配付〕

○議長（松尾勝利君）

お諮りいたします。ただいまお手元に配付をいたしましたとおり、意見書第4号 「手話言語法（仮称）」の早期制定についての意見書（案）が提出をされました。また、杵藤地区広域市町村圏組合議会議員の選挙（杵藤地区広域市町村圏組合同約第5条第3項関係）をこの際、本日の日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思ひますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

御異議ないものと認めます。よって、意見書第4号及び杵藤地区広域市町村圏組合議会議員の選挙（杵藤地区広域市町村圏組合同約第5条第3項関係）を本日の日程に追加し、議題とすることに決しました。

お諮りいたします。意見書第4号は、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思ひますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

御異議ないものと認めます。よって、意見書第4号は委員会付託を省略いたすことに決しました。

日程第11 意見書第4号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第11. 意見書第4号 「手話言語法（仮称）」の早期制定についての意見書（案）についての審議に入ります。

提出者を代表して意見書（案）の朗読を求めます。6番角田一美議員。

○6番（角田一美君）

---

意見書第4号

「手話言語法（仮称）」の早期制定についての意見書（案）

手話とは、日本語を音声ではなく、手や指、体などの動きや顔の表情で伝える独自の語彙や文法体系を持つ言語であり、ろう者にとって、日常生活や社会生活を営む上で、コミュニケーションの重要な手段となっている。

平成18年12月に国連総会において採択された「障害者の権利に関する条約」では、「言語」は「音声言語及び手話その他の形態の非音声言語」と定義されており、手話は言語として国際的に認知されている。

わが国では、平成23年8月に障害者基本法を改正し、手話が言語に含まれることを明確化するとともに、本年1月には当該条約を批准したところである。

こうした中、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に周知するとともに、ろう者が、家庭、学校、地域社会その他のあらゆる場において、手話を使用した自由なコミュニケーションの機会を享受できるような社会環境を整備することが求められている。

よって、国におかれては、上記の趣旨を踏まえた「手話言語法（仮称）」の早期制定に取り組まれるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年9月26日

佐賀県鹿島市議会

内閣総理大臣	安倍晋三	様
内閣官房長官	菅義偉	様
衆議院議長	伊吹文明	様
参議院議長	山崎正昭	様
文部科学大臣	下村博文	様
厚生労働大臣	塩崎恭久	様

以上、意見書（案）を提出する。

平成26年9月26日

提出者	鹿島市議会議員	中村和典
〃	〃	中村一堯
〃	〃	稲富雅和
〃	〃	勝屋弘貞
〃	〃	竹下勇
〃	〃	角田一美
〃	〃	伊東茂
〃	〃	光武学
〃	〃	徳村博紀
〃	〃	福井正
〃	〃	水頭喜弘
〃	〃	橋爪敏
〃	〃	中西裕司
〃	〃	松尾征子
〃	〃	松本末治

鹿島市議会議長 松尾勝利 様

---

以上です。

○議長（松尾勝利君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。意見書第4号「手話言語法（仮称）」の早期制定についての意見書（案）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立全員であります。よって、意見書第4号は提案のとおり可決されました。

日程第12 杵藤地区広域市町村圏組合議会議員の選挙（杵藤地区広域市町村圏  
組合規約第5条第3項関係）

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第12. 杵藤地区広域市町村圏組合議会議員の選挙を行います。

本件は、杵藤地区広域市町村圏組合規約第5条第3項の規定により、議会議員の選挙を行うものであります。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

御異議ないものと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

御異議ないものと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

それでは、杵藤地区広域市町村圏組合規約第5条第3項に規定する議会議員に北村和博氏を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名をいたしました北村和博氏を杵藤地区広域市町村圏組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

御異議ないものと認めます。よって、ただいま指名をいたしました北村和博氏が杵藤地区広域市町村圏組合議会議員に当選をされました。

ただいま当選をされました北村和博氏に、杵藤地区広域市町村圏組合議会議員に当選されたことを告知いたします。

以上をもちまして、今期定例会に付議をされた案件は全部終了いたしました。

よって、今期定例会は本日をもって閉会といたします。お疲れさまでした。

午後4時46分 閉会

以上、会議の次第を記載し、内容については正当なることを認め、ここに署名する。

平成 年 月 日

鹿島市議会議長 松尾勝利

会議録署名議員 10番 福井正

同 上 11番 水頭喜弘

同 上 12番 橋爪敏